

第百五十六回
会

参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第五号

平成十五年五月二十三日(金曜日)

午後一時十分開会

委員の異動

五月二十二日

辞任

川橋 幸子君

松井 孝治君

若林 秀樹君

田 英夫君

五月二十三日

辞任

池田 幹幸君

補欠選任

高橋 千秋君

大塚 耕平君

小川 勝也君

福島 瑞穂君

補欠選任

畑野 君枝君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

山崎 正昭君

阿部 正俊君

国井 正幸君

中川 義雄君

山本 一太君

齋藤 勁君

榛葉賀津也君

山口那津男君

小泉 親司君

平野 達男君

愛知 治郎君

泉 信也君

加治屋義人君

木村 仁君

近藤 剛君

椎名 一保君

谷川 秀善君

月原 茂皓君

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

副大臣

防衛庁副長官

外務副大臣

舛添 要一君

松山 政司君

山下 善彦君

吉田 博美君

池口 修次君

岩本 司君

小川 勝也君

大塚 耕平君

岡崎トミ子君

佐藤 雄平君

高橋 千秋君

谷林 正昭君

広中和歌子君

遠山 清彦君

山本 香苗君

山本 保君

池田 幹幸君

岩佐 恵美君

畑野 君枝君

吉岡 吉典君

田名部匡省君

田村 秀昭君

福島 瑞穂君

久間 章生君

中谷 元君

渡辺 周君

福田 康夫君

石破 茂君

赤城 徳彦君

矢野 哲朗君

大臣政務官

防衛庁長官政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣法制局第一部長

警察庁生活安全局長

警察庁警備局長

防衛庁長官官房長

防衛庁防衛局長

防衛庁運用局長

消防庁長官

公安調査庁長官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房参事官

外務省アジア大洋州局長

外務省条約局長

外務省国際情報局長

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部長

細川 昌彦君

小島 高明君

林 景一君

藪中三十三君

長嶺 安政君

奥田 紀宏君

町田 幸雄君

石井 隆一君

西川 徹矢君

守屋 武昌君

山中 昭栄君

奥村萬壽雄君

瀬川 勝久君

宮崎 礼壹君

増田 好平君

村田 保史君

田中 信明君

佐藤 昭郎君

本日の会議に付した案件

○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案

(第百五十四回国会内閣提出、第百五十六回国会衆議院送付)

○武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出、第百五十六回国会衆議院送付)

○自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提出、第百五十六回国会衆議院送付)

○委員長(山崎正昭君) ただいまから武力攻撃事態への対処に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日、若林秀樹君、川橋幸子君、松井孝治君及び田英夫君が委員を辞任され、その補欠として小川勝也君、高橋千秋君、大塚耕平君及び福島瑞穂君が選任されました。

○委員長(山崎正昭君) 安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○広中和歌子君 民主党の広中和歌子でございます。

有事とか災害、それに伴う混乱とかカタストロフィー、私たち、考えたくない、ましてや武力攻撃されるなどということは本当に考えたくないことでございます。しかし、災害は忘れたころにやってくると、そのようなことがわが国にありますように、備えあれば憂いなしということですが、安

心なかと、これが問題でございませう。あり得るべき危機にだけコストを支払うか、そのコストというのは分らないわけですから、できるだけそのコストを払いたくないというのが人間の普通の心情だろうと思えます。だから、有事や災害など決して起こりつこないんだと、日本ではもう平和憲法があるから大丈夫なんだと、そのように思いたいところなんです。それが、少なくとも戦後の日本人だったと思えます。

今から何十年前ですけれども、イザヤ・ベンダサンという人が、日本人は水と安全はただだと考えていると「日本人とユダヤ人」という彼の本の冒頭に書いてありましたけれども、しかし今や日本でも水はただではございません。恐らく安全もただではないんじゃないかと。そういった一連の動きの中で有事法制というのが考えられた。私も民主党といたしまして、当然こうした法律というのは考える必要があるし、できることなら立派な法律を作るべきだというふうに思うわけです。特に、日本は戦後非常に豊かになったと。人の命、非常に高い、そして戦後築き上げてきた都市のインフラ、文化財その他いろいろございませう。そういうものを守るために緊急事態法が作成され、国会に上程されているわけです。

戦後、冷戦下で日本はどのように守られていたかと。私が申し上げるまでもなく、日米安全保障、そしてGDP一%の軍事費で抑えながら、非常にコストを低く抑えながら自衛隊で日本を守ってきたと。幸い、アメリカは世界一の軍事力を持つている。そのアメリカに守ってもらうために日本側がアメリカに支払ったものは、基地の提供であり、インフラとかマンパワーとか技術、それから思いやり予算。冷戦中そして戦後、アメリカは極東の地に基地を必要としていた。そういうことで、ギブ・アンド・テイクが非常にバランスよく保たれていたんじゃないかと思えます。

そして、もしかしたら今でも、アメリカは世界戦略の一環として、日本に基地を持ち、そして日米安保を結ぶことを彼らの国益というふうに考え

ているかもしれません。利益を共有している間は、この関係というのはいいんですけれども、非対称になったときどうなるかということが心配でございませう。

アーミテージさんがまだ今度のブッシュ政権に入る前にアーミテージリポートというのを出して、日米関係についてイコールパートナーというように触れられているわけですから、イコールパートナーというようにすることをわざわざ持ち出すのは、アメリカがやはり日本との関係、つまり持ちつ持たれつという関係を再び見直そうとしているのではないかなと思うわけですから、日本とアメリカの今の関係というのはイコールパートナーだと防衛庁長官、思われますか。

○国務大臣(石破茂彦) 何をもちいてイコールと言いかということだろうと思っております。お互い主権国家同士であるということであれば当然イコールということになるわけですが、かつて戦争に敗れ、占領から独立をしたという、これはもう日本の経済なんというのは、今委員が御指摘のようにアメリカなんというのは及も付かなくなりました。そして、吉田総理の下で軽武装ということがあり、経済を拡大していった。今の経済という点からいえばかなりイコール、イコールとは言いませんが、少なくとも日米安全保障条約ができた当時とは相当に違っていると思っております。

では、そのイコールという場合に、本日に、例えて言えば、先般来御議論がありますように、集団的自衛権というものも認めてイコールというふうにするべきなのかという議論だとするならば、やはり我が国は我が国の事情があるのだということだろうと思えます。

それは、そういう意味で、完璧にイコールとか軍事力でイコールということではなくて、あくまで補完関係、ベストの補完関係というものをどうやって目指していくのかという環境の中において、イコールというのはそういうような環境の中においていろいろのことを考え直していこうということだと思っております。すべてのことを対等にと

か、そういうことだとは私は認識をいたしております。

○広中和歌子君 このたびのアメリカの、アメリカを中心とするイラクへの攻撃でございませうけれども、我が国の小泉首相はそれに支持を表明された。その理由として、もし日本が攻撃されたらば、アメリカは自分たちが攻撃されたと同じように考えるということで、つまり、同盟関係というのはそういうものであるんだから、日本も当然アメリカの軍事行動に対して支持をするというようになことで参戦したわけでございます。そのとき、国民の七割、八割の人が非常に疑問を持っていた、あるいは反対していた。

こういうふう非常にこれからの日米関係、世界の情勢が動く中で微妙になるわけでございますけれども、日本がイラク攻撃を支持をして、そして支持だけで済むものなかと。どのようなことをすることによって日本はアメリカに対して同盟関係としての義務なり責任なりを果たすことになるのか、そのことについてお伺いいたします。

○副大臣(矢野哲朗君) 委員御指摘の、支持をしたからには使命を果たさなければいけないんじゃないかというのは一つの考え方だと思いますけれども、この点で、昨日でありますか、安保理でもってイラク復興に関する決議が採択されました。このことについては、我が外務省としても歓迎する旨のコメントを出ささせていただきましたけれども。

我々の復興に対する一つの使命ということで、先般、もう一人の茂木副大臣がバグダッド訪問をしました。その政府ミッションの報告を踏まえて、二十一日、総額五千万ドルの具体的支援策を発表させていただきました。現在までに既に三千二百万ドルの支援を実施しておりますから、都合八千二百万ドルの支援ということが既に表明されたことであります。

イラク人の生活基盤の再建を優先するとの方針で、また、今回の安保理の決議をもつてして国際協調体制の確立がされたというふうに私どもは理

解しておりますけれども、イラク人道復興支援に関する国際会議が日本でも開かれたらどうなんだろうなというふうな一つのいろいろ提案もさせていただきながら、使命というものを十分感じつつ、最善の努力はさせていただきたいと考えております。

○広中和歌子君 補完関係と防衛庁長官はおっしゃいましたけれども、ともかく、アメリカが主導するいわゆる世界戦略の中で、日本が受け身で支持というんでしょうか、援助を約束させられるという状況というのは、多くの日本人にとって非常にフラストレティングではないかと思えます。

ともかく、日本は自ら守る力を付けていかなければならないと、そして特に、武力攻撃をされるような事態になったようなときには、あるいはそのような事態が起こるようなときには、自ら対応するその力を持たなければならぬということ、武力攻撃事態法だろうと思えますけれども、この法律でかえって戦争が起きやすくなるのではないかと。あるいは、人権などが制限され戦前戦中の日本に舞い戻るのはないかという不安で、通リなどでデモンストレーションなどが行われているわけですね。こうした国民の、一部の国民かもしれないけれども、危惧に対してどのようにお答えになるのか。

民主党は、こうした法律が必要だとすれば、基本的な人権は最大限守らなければならないというふうに主張しているわけですから、思えます。

○国務大臣(福田康夫君) そもそもこの法律は、法案は、国と国民の安全を確保するという、そのために体制を整備しようという、そういう趣旨でございませう。武力攻撃事態を始めとする緊急事態に国全体としての確に対応できるように態勢を構築すると、こういうことが趣旨なんです。

そういうことでございませうので、この法律が成立すれば、そういうような緊急事態に対して、国民が安心して暮らせる国づくりということにこれから政府としても邁進できるわけでございます。

で、決してこのことによつて不安を醸し出すとかといったような趣旨ではない、そういうところを正確に御理解をいただくように我々としても努めていかなければいけない、そのように思っているわけでございます。

基本的人権の問題につきましては、これはこの法案においても国民の基本的人権が最大限尊重されるということ、これはもう当然のことでございます。また、その趣旨のことはこの法案の中にも盛り込まれているというふうにも思っております。

民主党においても、そのようなことについて強い御意向を示され、その御趣旨をこの法案に盛り込んだと、こういう経緯もあるわけでございます。例えば、武力攻撃におきまして国民の生命、身体等を保護するためにやむを得ない場合に限りて国民の自由と権利に必要な最小限の制約が加えられることもあり得るけれども、その場合においても基本的人権が最大限尊重されることであるという考え方です。

また、その国民の権利義務に関する規定の具体的内容につきましては、そういう基本的な理念に基づきましてこれからの事態対処法制の整備の中で検討をいたしていく、そういう考え方をいたしておるところでございます。

○広中和歌子君 有事の際というのは、人権を制限しなくちゃならない、そういうせざるを得ないような状況というのが生まれることが大いにあり得るんじゃないかと。そういう中で、民主党の求めた修正に対して応じたというのは、ちゃんと整合性が合つてのことなのか、あるいはむしろ不誠実ではないのか、そのような気がするんですけれども、もう一度お答えいただければと思います。

○国務大臣(福田康夫君) ただいまもお答えしたんですけれども、基本的人権は最大限、最大限尊重するという考えでございます。そして、国民の自由と権利の制約は、あくまでも国民の生命、身体等を保護するためにやむを得ない場合に限り必要最小限の範囲で行われるということで、武力攻

撃事態であるからといって国民の自由と権利が無制限に制約されるものとは考えておりません。

○広中和歌子君 この際でございますので、憲法のことでお伺いしたいと思つたのでございますけれども、憲法の例えば十三条とか二十二条とか、度々「公共の福祉に反しない限り」というような限定が付けられているわけでございます。この「公共の福祉に反しない限り」というこの「公共の福祉」とは具体的にどういうことを指しているのかお伺いいたします。

○国務大臣(福田康夫君) 公共の福祉ということとは社会的共同生活の利益などというような説明がされておりますけれども、その具体的な意味内容は、立法の目的などによつて、立法の目的などに応じまして様々でございます。

今、審議をさせていただいておりますこの武力攻撃事態法案について言えば、外部からの武力攻撃を排除することによつて国民の生命、財産の安全を確保することが公共の福祉であると理解していただければよいのではないかとこのように考えております。

○広中和歌子君 具体的には、十四条、十八条、十九条、二十一条、この条項においては公共の福祉に反しない限りという限定は付いていないんですが、先ほども申し上げた十三条とか二十二条などに関しましては、私もどが与えられた権利というものは、「公共の福祉に反しない限り」ということが付いているわけです。これは、何というんでしょうか、数の問題なのか、それとも重さの問題なのか。

私も、例えば成田の飛行場を造る場合、非常な反対があつたわけでございますけれども、公共の福祉という観点があれば当然強制収用ということがあり得るんじゃないかと思つたけれども、二十数年掛かってもいまだに完全空港とは成り得ていない、国際空港に成り得ていないと。そういうことを考えますときに非常にこの公共の福祉というものが難しい問題なんじゃないかなというふう

○国務大臣(福田康夫君) いろいろ具体事例を挙げますと難しい問題がある。成田の問題も、単に土地の所有者の利益とかそういったようなこともあるかもしれないけれども、しかしそれと同時に、政治的な情勢とかいろいろ様な情勢を判断した上でのことだと思つた。ですから、保護されるべき法益の大きさと制約される基本的人権の内容とかいろいろなことを総合的に考量の上、個別に判断されるべきものだというふうに考えております。

○広中和歌子君 二十世紀を終え二十一世紀を迎えるに当たつて、国連が作り出した世界人権宣言、あれをもうちょっと見直した方がいんじゃないかというふうな一部の動きがございまして、私もそれに参加したことがあるんですけども、むしろ人間の責任と義務と、そういうようなことをむしろ一つの憲章にしてやるべきではないかというふうな動きもあつたことを思い出しながら今の質問をしているわけでございます。

さて、武力攻撃事態に至つた場合でございますけれども、武力攻撃の予測というものは、それが、どういう形で、何に基づき、どういう情報に基づき認定するのかということについてお伺いしたいと思つた。

○国務大臣(福田康夫君) それじゃ、認定に当たりますとどういふプロセスを踏むかということをお願い申し上げますけれども、武力攻撃予測事態であることの認定に当たりますと、その時点における国際情勢、相手国の動向、それから我が国への武力攻撃の意図の推測などを考慮して、我が国に対する武力攻撃が発生する可能性について客観的に判断することは当然必要なことでございます。

武力攻撃事態対処法案におきましては、武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となつた事実を対処基本方針に記載することとしたしております、その対処基本方針は内閣総理大臣の諮問を受けて安全保障会議が審議をした後、内閣が閣議において決定をすると、こういうふうにしております。

また、安全保障会議設置法改正案におきまして、安全保障会議に事態対処専門委員会を設置しまして、事態発生時には迅速かつ的確に政府としての対応ができるよう、平素から専門的な調査分析を行い安全保障会議への進言を行わせると、こういうふうにしておりまして、このような仕組みを適切に活用することによりまして的確な事態認定を行うと、こういう手続になるわけですから。

○広中和歌子君 この専門委員会というのは常設でございますか。

○国務大臣(福田康夫君) ただいま申し上げましたように、この専門委員会は常設の委員会でございます。そして関係各省庁からそれぞれの専門の者を集めて行つと、構成することになつております。

○広中和歌子君 民主党の提案といたしまして、常設の危機管理庁というものが必要だというふう

に述べておりますけれども、危機管理庁とその専門委員会の、何というんでしょうか、役割の比重というんでしょうか、はどのようなものになりますでしょうか。だれでも、どつちでも。

○国務大臣(福田康夫君) 比重というのはどういう意味なのかちよつとよく分かりません。しかし、その前に、危機管理庁そのものがまだできるということではない、その在り方についてこれから検討しようということでございますから、今ちよつとその比較検討というのは難しいのではないかと思います。

○広中和歌子君 いや、言葉足らずで申し訳なかつたと思つた。

専門委員会というものの占める位置でございますけれども、それで事足りるのかということでございます。それで十分だから民主党としては危機管理庁というのを提案いたしましたし、またそれは今度の修正案で取り上げられなかつたんですけれども、附帯決議として明記されたということでございますけれども、緊急事態が起こつたときには、まず大切なのは迅速性とかそういう機能の問題でございます。

そういう組織をきっちり整備しておくということとは非常に大切なことではないかと思えますけれども、お二人に、久間先生とそれから渡辺先生に、それぞれ民主党、自民党のお立場から、この専門的なというんでしょうか、より高い立場の危機管理庁みたいなものの必要性について、そしてこの検討するとうふうになつておりますけれども、どのくらいの期間検討なさるおつもりなのか、お伺いいたします。

○衆議院議員(久間章生君) この政府原案が国会に出ます前に、与党におきましてもいろんな議論がございました。昨日の舛添議員の質問にもありましたように、与党の中でも御党のようなそういう考え方を述べておる同志もおつたわけでございます。

しかしながら、今度の政府から出てまいりましたのが武力攻撃事態を中心とした法律でございます。そこで、私どもとしては、今の段階ではこれは必要ないということをやったわけでございますが、民主党さんの方からは、武力攻撃事態等だけではなくて、テロとかあるいは災害とかそういうのを念頭に置いて危機管理庁を常設する、しかも地方にまで組織を作るという形で出されたわけであります。

しかしながら、災害とか原子力災害、テロとかということになりますと、これまたいろいろと対応が複雑でございますから、今直ちにというわけにはいかないし、特にFEMAを念頭に置いて案を作っておられましたので、FEMAというのはどちらかといいますと災害を中心にやっておりますから、アメリカでも、今度のいわゆるあの大規模な九・一一テロなんかに際しまして、FEMAでは十分じゃないやないかということで国土安全省という省への昇格を考えたわけでございまして、この問題については、全国のいろんな世界の各国の例なんかをもう少し検討しながら政府においてやっぱり検討してもらつて、そういう組織を、今のままではちよつと何かあつた方がいいし、今の危機管理監というのは独任官でござい

まして、大森副長官補の下スタッフは全部付いているとはいひながらも、やっぱり独任官が一人おるだけでございますから、これでは十分じゃないんじゃないかという意見を我が党でもたくさんの方が持つておられますので、いずれにしましても、これはこれから先、検討課題だということにしたわけであります。

したがいまして、できるだけ早くしなければならぬと思ひますけれども、今言いましたように、そういう常設の機関としてどうするのか。先ほど言われましたような安全保障会議との関係も私たちの頭の中にはちよつとつかすめまして、むしろあつちの方を拡充して常設機関として置くような、そういうのがいいのかなというようにも話したこともございしますけれども、そういう点で、もう少しこれは時間を掛けて検討していただきたいと我が方の方でも思つた次第でございます。

○衆議院議員(渡辺周君) 今日、前原委員がどうしても答弁に立てず、私は民主党の安全保障担当の副大臣という立場で答弁をさせていただきますけれども、今の御質疑の中で、久間委員からは非常にもちよつと最近の答弁の中に少々後ろ向きのような答弁もあるかと思ひますが、ただ、今回の与党三党と民主党の合意の中で、これは附帯決議よりもつと重い附則として、本法の附則として今回はあるべき組織について検討を進めるということとでございます。当然我々の主張が盛り込まれたものだと思つております。

この危機管理庁は、やはり阪神・淡路大震災以来、いかに初動態勢を取れるか、そして行政の一元化あるいは意思の疎通をいかに図るかということがかねがねから指摘をされてきて、その点、我々としては、この危機管理庁、ただこれは基本法に触れた危機管理庁でございますので、今後危機管理庁設置法を、もし必要となればこれは設置法を当然制定して、当然どのような中身でその組織を作るかということになるわけであります。

昨日の舛添委員からの御指摘あるいは衆議院の参事質疑でも、この危機管理庁というものの存在については大変肯定的なこれは意見として幾つか挙げられております。

我々は、行政改革に反することなく、既存の組織を整理統合して、そして予算を膨脹させることなく、これは、ある意味では行政組織の編成の中で考えていかれるかなと思つておりますし、また今後の安全保障の議論の中で私は与党と同じ方向に向かつて結論を出せるものだろうというふうにかえております。

ただ、安全保障的な、軍事的なオプションについて果たしてこの危機管理庁がどこまで対応できるかということになりますと、これは、例えば情報の一元化といひましても、正直インテリジェンスの部分について難しい部分がございます。そこはやはりテロ対策あるいは災害対策といった、現実には起り得る蓋然性の高い危機に対応する組織として、我々は常設で考えていきたいと、そのように考えております。

○広中和歌子君 大変どうもありがとうございます。で、最近では例えば、武力攻撃をされる事態よりも、例えば九・一一に象徴されますようにテロのような形、例えば原子力発電所へのテロ行為とか満員な新幹線に爆弾を持ち込むとかといったような、とてつもないそういう災害というのが起こるわけでございまして、これは一日も早く具体的な形で機能する危機管理庁なりそういう安全保障の体制というものを作っていく必要があるんじゃないかと思ひます。慎重に慎重にというのが政府のやり方かもしれませぬけれども、是非前向きにできるだけ早く作つていただきたいと、そのようにお願いいたします。

それで、続けてお伺いするわけでございますけれども、武力攻撃事態を予想するとか、起こつてしまつたらもう明らかになつてございしますけれども、その情報でございしますね、それはどういう形で

で情報を得ていらつしやるんでしょうか。防衛庁長官、お伺いいたします。

○国務大臣(石破茂君) 情報はどのようなところから入れるかということでございますが、それは当然関係省庁と密接な連携を保ちながら収集、分析評価をするということでございます。これは、要するにどこからどんな情報が入ってくるか、これはもう非常に多岐にわたるわけですね。電波情報もあればあるいは人的情報もあれば画像情報もあればということでございます。

要は、それを、例えば私ども情報本部というものを持つております。それが分析したものを内閣の方に伝えるということになるわけですが、これは、一元的にどこで管理し分析するかということは必ずしも定まっておるわけではございません。ただ、判断をされる場合に、いろんな情報が交錯をして何が本当だか分からない、こつちから上がつてきたことはこう言つていい、こつちから上がつてきたことはこう言つていい、それじゃ判断のしようがないではないかということが起こらないように、きちんと情報の収集、そして分析評価という体制について一元化できるような方向で今後更に議論されることになると思つております。これは外国からの情報も含んでのお話でございます。

○広中和歌子君 情報本部というのは、どこに属しているんですか。

○国務大臣(石破茂君) 失礼いたしました。防衛庁の中の統合幕僚会議の中にございます。

○広中和歌子君 日本では、例えばアメリカのCIAのような情報局というのはないということですね。

○国務大臣(石破茂君) アメリカのCIAのようなものはございません。ですから、情報本部あるいは公安調査庁あるいは警察庁あるいは外務省ありということでございます。CIA、中央情報本部に該当するような組織を日本でも挙げてみよと言われれば、それに該当するようなものはございませ

○広中和歌子君 日本の情報収集活動でございませうけれども、もちろんこれは行き過ぎがあつては人権侵害になつたりいろいろ問題だらうと思ひますけれども、どういふ方法で集めていらつしやるのかと、素人として非常に関心があるところなんですから、盗聴とかスパイ活動とか、そういったようなことは、普通小説などで読みますとどこの国でもやっているといふことでございませうけれども、我が国ではいかがでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 今の御質問の前に、ちよつと先ほどの防衛庁長官のお話、答弁を補足いたしますけれども、情報本部というのは防衛庁にございませう。それから外務省にも情報調査局かな、局がございませう。部ですか、——国際情報部といふのがございませう。それから公安とか、いろいろな情報がございませう。

それを内閣で集約するといふことで、その集約するポジションにいるリーダーといふのは、リーダー格の人は情報官、内閣情報官といふのがおります。ですから、そこにすべて情報が集約されて、そしてそれを総理大臣に相談すべきかどうかといふたような、そういうふうなシステムでやっておりますわけがございませう。といふことでございませうから、先ほどCIAの話がございませうけれども、CIAといへば、そういう内閣情報官のところまで集約される、そういう機能がCIAに当たるものであるといふふうに思つております。

それから、安全保障、危機管理に関する情報については、可能な限り正確かつ迅速に情報を収集し、的確な分析を行うことが重要であると認識をしております。

内閣におきましては、そういう意味で、今情報官といふ話しましたけれども、その下に内閣情報集約センターといふのがございませう。それで、各種の情報を二十四時間体制で収集し、そしてまた分析をしているといふことでございませう。また、それに最近では衛星情報センターを設置するといふこともございませう。そこでもって危機管理のための情報収集を主な目的として行つておるわけが

ございませう。

いろいろスパイ活動とかそういうような話でございませうけれども、こういうような内閣を中心として行つていく情報収集・分析活動については、これは、これまで法令に従つて適正に行つてきているといふことでございませう。今後ともそのよくなことで行つてまいりたいと思つております。

○広中和歌子君 法令に従つてやつていた、たゞのは結構なんだけれども、しかしながらそこに、省庁の仕組みといふのは、あそこには、ここに二年といふような感じでぐるぐる回つていますよね。果たして、専門家の集団であるのかどうなのかといふことが問題ではなからうかなと思ひます。

ついでに伺ひますと、もしきちんとした情報の網といふものがあつたとしたら、今私たちが大変に怒り狂つております不審船の問題とか拉致とか、そういう問題ももつと早くに解決して、そして解決への道筋が作られたんじゃないかなと思ひますが、これは情報なんなりとの不足からきているんじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 過去において不十分であるといふようなこと、そういうような指摘といふのは多々ございませう。

そういうような反省を踏まえまして、近年その体制整備に努めてきたといふことでございませう。て、こういう問題は、それは完全といふことはないんだらうと思ひます。ですから、より完全に近付くように日々努力をしていくといふことではないかと思ひます。また、こちら体制を固めれば、相手はその体制を更につくといふ、そういうようなこともするわけがございませうから、そういうことを、追つ掛けつこのようなくございませうが、日々これからも大いに注意をしていく、そして国民の安全という観点から鋭意努力をしてまいりたいと思つております。

○広中和歌子君 確かに、援護射撃するわけじゃないけれども、アメリカの五・一一だつ

て、アメリカのCIAとかそのほか様々な組織をもつても分からなかつたわけですから。

ともかく、これから私どもは世界じゅうが大変な時代に突入しているんじゃないか。特にイラク戦争後のテロ、それは世界じゅうにこれから広まるんじゃないかといふような危惧がされます。別にそれをエスカレートさす、何といふんでしようか、あつたようなことを言うつもりはございませうけれども、非常にこの分野においては政府も念には念を入れてやつていただきたいと思ひます。

ただ、今度の法律で少しは警戒態勢が強まるのかなと一方思いながら、しかしながら、様々な形で有事が認識されたりすると武力攻撃事態にエスカレートするようないふ可能性があるといふ心配もないうわけじゃないです。それについてどう思ひますか、防衛庁長官にお伺ひします。

○国務大臣(石破茂君) 拉致ですとか不審船ですとか、そういうテロ的なもの、それをそのまま有と認定するか武力攻撃予測事態と認定するかといへば、それは、拉致、拉致はちよつと違ふのかもしませんが、テロとか不審船とかいふものは、ある意味、武力攻撃予測事態といふふうに認定されないケースの方があるのではないかといふふうに思つております。

そういうものを我が国に対する組織的な計画的な武力の行使につながるかどうかといふことで予測事態に判断するかどうかというよりは、これはむしろ海上警備行動でありますとか治安行動でありますとか、そういうものの対応をして、その事態の沈静化、鎮圧、排除を図るというものであらうと思つております。

そういうものが今回の仕組みを作つたことによつて武力攻撃予測事態になり、武力攻撃事態になつていく、そういうエスカレーションの連鎖みたいなことを起こすことがないようにこの法はきちんと運用されなければいけない。しかしながら、それが過小評価をして見誤つてしまつたといふようなこともあつてはならないことでありまし

て、きちんとその事態に応じたような対応をするように法の運用といふのは心掛けていくべきものと考えております。

○広中和歌子君 今、ちよつと既に絡んでいるものですからお伺ひいたしますけれども、テロの定義でございませうけれども、例えば拉致とか、それから今まで北朝鮮が我が国に行つてきた様々なこととすね、不審船、そしてそこで麻薬を運んでいくとか、そういうようなこと自体は我が国に対するテロ、何といふんでしようか、テロ行為といふふうに位置付けてよろしいんでしようか。

○副大臣(矢野哲朗君) 昨日もこの件について幾つか御質問をいただきました。

アメリカにおいては、テロ支援国認定をする法律が整備されておる、ついでには経済制裁といふような一つの対応も可能だといふふうな法的体制が整えられておりますけれども、我が国としてしまつては残念ながらそういうふうな概念も定義付けがされていません。テロといふ概念も定義付けがされてないといふことでありますから、今の御指摘、拉致はテロかといふようなことでありますけれども、拉致被害者、そして家族会等々からの要請、ひとつ断定をしてくれと、そしてより一層強い政策の展開をしてくれといふような要請もあるわけでありませうけれども、我が国としては、そういう状況下にかんがみまして、一般的には拉致はテロといふふうな表現にとどめさせていただいていふのが現状であります。

○広中和歌子君 今、何とおっしゃいました、最後のところ、済みません。

○副大臣(矢野哲朗君) 拉致は、一般的に言つと拉致はテロといふようなことで考えさせて、整理をさせていただいていふと、現状であります。

○広中和歌子君 本日に国によつて対応が随分違うんだらうと思ひます。

アメリカで九・一一が起きましたときに、あれは明らかにテロなんですけれども、ブッシュ大統領はこれを戦争だとすぐに発言なさいましたよね。同じようなことが日本で起こつたら、例えば

同じ規模というんでしょうか、例えば原子力発電所がやられるとか、想像するだけでもいけないのかもしれないけれども、そのようなことが起こったときに、日本はもうすぐに武力攻撃事態というふうに認定なさいますか。

○国務大臣(石破茂君) 九・一一のときに、合衆国大統領がザッツ・ウオート、こういうことを申しました。これは戦争だと、こういうふうに言いまして。じゃ、あれと同じことが日本で起こったら、あるいは委員御指摘のように原発が攻撃されたらということですが、これは非常に議論が難しいのは、その攻撃を加えたものがだれであるのかということも議論されなければいけないことなんだと思っています。

アメリカが、九・一一に基づく、アルカイダでありますとかタリバンでありますとか、そういうものを自衛権の行使、戦争というふうに構築いたしましたのは、テロは本来警察権で対処すべきものだと言われております。しかし、警察権を行使しようにも、アフガニスタンのタリバン政権というものがそういうような警察権の介入は認めないんだと、テロリストを育成し保護しエンカレッジするんだというところを取っております場合には、これはもう警察権というものは入る余地がございません、物理的に入れない。そこで、タリバン政権という、国に準ずるようなものというものと重ね合わせまして自衛権の行使というような概念設定が可能になったのだということはあるんだらうと思っています。

じゃ、原子力発電所を攻撃したものが国家による組織的、計画的な武力の行使あるいは国に準ずる団体というものであればこれは自衛権行使というお話に相なりますが、これが例えば個人でありますとか集団でありますとか、国又は国に準ずるものではない場合にそれをどのように判断するのか。しかし、起こっておりますことは戦争と同じ被害が起こっている、しかし攻撃を加えた主体がそのようなものであるというときにこれをどう判断するかという問題だと思っています。

それは、やはり私どもとしては、国又は国に準ずるものによる我が国に対する組織的、計画的な武力の行使でありという自衛権の行使の三要件、あるいはその前提となります武力攻撃事態の認定ということになります。これは、この場合はこう、この場合はこうということを確定的になかなか申し上げるのが難しかろうと思っております。しかしながら、攻撃を加えた主体がそういうようなもの、国又は国に準ずるものであった場合にはこれは武力攻撃事態ということになる可能性が非常に高い、判断をすることになるだろうと思います。

○広中和歌子君 今のお言葉にありました、テロであれば警察が基本的に対応するということがございすよね。とおっしゃいましたよね。ということは、あれですか、不審船とか拉致とか、ああいう問題は依然として警察の権限であり、自衛隊、防衛庁は関知しないと、そういうことでございすか。

○国務大臣(石破茂君) それは、登場するアクターというか、出てくるのが警察なのか海保なのか、陸上自衛隊なのか海上自衛隊なのかということと、警察権の行使かどうかというのはまた別の問題でございす。すなわち、治安出動にいたしまして海上警備行動にいたしまして、第一義的に出ますのは、警察であり、海上保安庁というものが一義的には出るわけです。テロにいたしましても不審船にいたしましても、まず警察権力、警察であります。警察や海上保安庁が出ます。しかし、それが対処不可能である、警察でも海上保安庁でも対処が不可能である、例えば大変物すごい武器を持っているというような場合には、これは陸上の場合には通常治安出動を掛ける、海上の場合には海上自衛隊に海上警備行動を掛ける。しかし、そこにおいて使われる国家権力というものは、自衛権に基づいて行うものではなくて、それはあくまで警察権において行うものという構成をしておるわけでございます。

ですから、当然、警察や海上保安庁の能力を超えます場合には自衛隊がそれぞれの法令に従いますして出ることになります。そこにおいて行使されるのは自衛権ではないということをお願いしておるわけでございます。

○広中和歌子君 実を言うところという想像に基づいた質問は余りしたくないんですけども、武力攻撃事態が起こったとします。そうした場合には、日本が一義的に、日本の軍隊、軍隊じゃない、自衛隊が一義的に対応するのか、それともすぐにアメリカとの協力の下に行うのかということをお伺いいたします。

○国務大臣(石破茂君) もちろん、そういう場合には、密接に協議をし、連携して行うことに相なります。しかし、それがどういう事態であるかによりまして、もちろん、日本とアメリカの協議を行って、日本だけで対処できます場合に日本だけでやるということは当然あることだと思っております。しかし、日本に対する攻撃というものは合衆国に対する攻撃でもあるということでございます。それから、そこにおいて当然協議が行われることに相なりますけれども、当初からアメリカが、日本とアメリカが共同して対処するという場合には必ずしもならないものと考えます。

○広中和歌子君 じゃ、例えば米軍基地が今度は攻撃されるとします。そうすると、日本はどういうふうに対応しますか。

○国務大臣(石破茂君) その場合には、アメリカに対する攻撃、アメリカの場合には、当然、アメリカも個別的自衛権というものを行使することになります。日本の場合には、米軍基地は日本の国内に所在するわけですから、当然日本に対する攻撃でもあります。日本は、アメリカ軍基地、日本にございますアメリカ軍基地が攻撃をされました場合には、我が国における個別的自衛権で対応することになります。

○広中和歌子君 それでは、ちょっと話題を少し変えまして、五月の二十日という数日前でございすけれども、アメリカの上院の公聴会におきまして北朝鮮の元技師と元高官が証言されました。その内容というのは、弾道ミサイル開発にか

かわったという技師は、その弾道ミサイルの部品の九〇％は日本から来たと言っております。また、それが万景峰号で三か月ごとに運ばれてきたというふうに証言しています。元高官の方は、麻薬の主要な市場は日本であるというふうに証言している。

この証言内容についてどのようなコメントを日本政府としては出されるんでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(森中三十二君) 今、委員が御質問の件でございすけれども、五月二十日に開催されました、これは米国の上院政府問題委員会の財政・予算・国際安全保障小委員会、この公聴会の場でございまして、ここで、この公聴会に出席しました元北朝鮮のミサイル技術者という方が、北朝鮮で製造されるミサイルの部品の九〇％、これは三か月ごとに日本と北朝鮮を往復する万景峰号を利用して日本から密輸されたものであるとの証言をしたというところは私も承知しております。

また、同公聴会において、この北朝鮮政府当局で十五年間勤務した元政府高官が、北朝鮮は、政府の監督の下、ヘロインとメタンフエタミン、これは覚せい剤でございすけれども、この二種類の薬物をそれぞれ月一トン製造し、中国との国境で、中国、香港、マカオ、ロシアに向けて販売している。また、日本海等で国際麻薬取引業者と取引をしており、薬物の主要市場は日本になっているという証言をしたというふうに承知しております。

そして、これらの証言の内容でございすけれども、もちろん日本政府としてこれを確認するということとはなかなか困難でございす。私どもとしてもこの問題の重要性というものは非常に強く認識しております。そして、特に我が国の製品が北朝鮮の大量破壊兵器、ミサイルの開発に転用されることがあつてはならないというのは非常に強く認識しているところでございます。現在、これはもう既に昨年から非常な努力がなされておりました。こうした問題についての厳しい、関係当

局との連携によつての厳しい取締りを行うということをやっておりますし、また麻薬の關係でございませうけれども、これにつきましても、北朝鮮の違法行為というのは、これは絶対に許されてはならないということで、關係当局と緊密に連携しながらこうした問題に取り組んでいくというのが現状でございます。

○広中和歌子君　こういう事実がアメリカの上院で証言され、そして世界じゅうにニュースとなつて配信されているというのは日本にとつて全く恥ずべきことだろと思うんですけれども、外務省としては元々こういうことを御存じだったんですか。それとも、改めてその問題の重大性に気が付いたということなんですか。

○副大臣(矢野哲朗君)　るる關係する情報については入手をさせていただいてるところでありましてけれども、真偽のほどについては、これから最大限努力をして調査をさせていただくというふうな状況であります。

○広中和歌子君　公安保安庁はいかがですか。

○政府参考人(町田幸雄君)　今、委員の御指摘になられました証言につきまして、私も非常に関心を深く持っております。その発言内容の全体を見て正確性なども慎重に検討したいと考えておりますが、しかし、いづれにしても、北朝鮮が我が国から大量破壊兵器を、破壊兵器関連物資を違法な方法を含めていろいろな方法で入手していることや、それから北朝鮮を仕出し地とする覚せい剤が我が国に密輸されていると、そういうようなことはかねてから指摘されてきたところでありまして、そこで当庁といたしまして、かねてから、こうした合法、不法を問わず、広い意味での日朝間の貿易取引の実態をまず解明し、そしてその日朝間の貿易の状況、これに關与する企業、人物、そしてそれからまた、もちろん違法なものも含めて申し上げていくわけですよ、そしてそういう朝鮮総連關係者とか、万景峰92号を始めとする北朝鮮船舶の動向、こういったものについて鋭意調査を行ってきたところであります。

なお、今後とも重大な関心を持って、こういう違法な取引等が行われないように十分努力してまいりたいと思つております。

この關係につきましても……(発言する者あり) ○広中和歌子君　今おっしゃったような事実についてはいつごろから意識していらしたんでしょうか。何年くらいからこういうことを御存じで注目をしているのか。

注目しながら、依然として今そういうことが行われているとしたら、当然、自分たちの範圍を超えるものであるということで、別の行動を危機管理庁などに取つていただかなければならないではないでしょうか。お伺いいたします。

○政府参考人(町田幸雄君)　北朝鮮の不正輸出問題とか、そういったことにつきましては一九八二年ごろから刑事事件等にもなつておるわけでございます。時々検挙されております。

私も、そういったことについて問題があれば、關係省庁に連絡するとか、そういうことで努力してまいっております。

○広中和歌子君　八二年という、まだ冷戦下です。コソムなんていう、そういうものもあつたはずですし、それから、ともかくこれは日本の国民の要するに健康なりなんなりに、それから犯罪にも結び付くし、重大な問題だろうと思つておられる。

これが一省庁で関心を払つて注目しながらいろいろ対応していらしたということをおっしゃるわけですが、どうしてこれが日本の国の問題として内閣がきちり対応してこなかったのか、お伺いいたします。

○國務大臣(福田康夫君)　私も過去のこととはよく分かります。最近のことを申し上げれば、この問題については度々いろいろと指摘をされているところでございます。そういうような指摘が本当なのかどうかということについては、關係省庁に対して厳しくその点検をするようにということを示しております。

また、内閣官房におきましても、關係省庁を集

めて、もう何度かこの件についての検討を加えております。そういう検討が十分なものかどうか、未端まで行き渡るものかどうか、そういうことにつきましても我々としては非常に大きな関心を持っておりまして、今後十分なる体制を取れるようになお一層の監視をしてまいりたい、我々としても監視をしてまいりたい、こういうふうにしてまいります。

先ほど申しましたように、こういう問題は万全というが完全ということとはなかなか難しいんだらうと思つております。しかし、その時々情勢をよく判断しながら、万全に近いように、万全になるように努力をすべきことだと思つております。

○広中和歌子君　先ほど言いましたように、九・一一のように突然起こる、多少の準備期間があつたにしても起こるテロ行為と違つて、これは長い期間掛けて行われていたことでございまして、一番この中で悲劇的なのは拉致された被害者ではなからうかと思つております。そうした事実がいろいろうわさされながら何も対応が取られてこなかった、つい最近まで、というようなことは、日本は国として体を成していないんじゃないかと。

私たち国民も平和ばかりかもしれませんが、少なくとも日本の政府は平和ばかりじゃないことを国民は期待しているんじゃないかと思つておられる。お答えいただければと思います。

○國務大臣(福田康夫君)　先ほど私から申し上げましたようなことではございませんけれども、危機管理と申しますか、拉致も含めまして、危機管理ということについては、これは正に国民の安全を、これを守るという、そういう趣旨でございます。

そういう意味におきまして、今回、この有事法制を今審議をお願いしているということでございます。そして、この法案の中には第二十五条に、今、委員の御指摘なさっているような事態に対しても十分なる対処をするように、こういうような条項を考

えてまいりたいと思つております。

○広中和歌子君　今までのことは今までのこととして、これからでございますけれども、例えば、ミサイルを作る部品の九〇％がほとんど日本から運ばれ、九〇％が日本から運ばれているということに關しまして、今後どのように取り締まつていかれるのか、お伺いいたします。通産省。

○政府参考人(細川昌彦君)　輸出管理当局でございます。経済産業省としまして、我が国あるいは國際社会の重大な脅威であります北朝鮮のミサイルあるいは核兵器の開発に、結果として我が國企業が関与することがなつてはならないと、かように考へておりました。昨年の四月一日からキャッチオール規制という規制の強化を打ち出してあります。さらに、このような制度の整備に加えて、運用面におきましても、税関あるいは取締り当局との連携を取る、あるいは諸外国との連携を取るという形で規制の実効性を高めるという努力をしておる次第でございます。

こうした取組の結果、先般ございました明伸の事件にございまして、輸出、こういう不正な輸出を未然に防止し得たものと、かように考へております。

○政府参考人(奥村萬壽雄君)　警察といたしまして、北朝鮮への安全保障関連物資の不正輸出事件、これは非常に我が國の安全、國益を害する非常に重大な問題だと考へておりました。これまで取締りを行つてきております。これまで四件検挙をしておるところでありますけれども、今後とも引き続き、こういう事犯についての情報収集、あるいは沿岸警備に努めるとともに、海上保安庁、経済産業省、あるいは税関等と緊密に連携をいたしまして、こうした事件の摘発に最大限努力をしてまいりたいと思つております。

○広中和歌子君　海上保安庁に關しましては、私も度々外務委員会などで、大変恐縮な言い方かもしれませんが、十分に機能していらつしやらないんじゃないかと。防衛、保安庁、防衛庁、海上保安庁じゃない、海上でいいの。いや、これ

防衛庁の方よ、海上自衛隊、海上。そのレベルの軍隊の知識がないんですけれども、ともかく海上自衛隊が当然やるべきだというふうに、少なくとも何かの形で関与できないのかと、絶えず御質問申し上げてきているんですが、現状はどうなんでしょうか。

○政府参考人(西川徹矢君) お答えいたします。

先生の方から、先ほどこういう麻薬取締りとかあるいは不審なもの輸送、貨物船等についての取締りということですが、警察の取締りのような一次の、防衛庁では、先ほど大臣もおっしゃいましたけれども、やらないことになっておりますが、実はこれまでも通常と警備の一環、警戒監視の一環という形で常に航空機ないしは艦船で、艦艇で日本海等の警戒監視をしております。これは実は海上保安庁とかあるいは警察等ともございしますが、いろいろ情報交換、実務レベルでいろいろやっております。

ですから、不審船の取締りも、実は何をもちて不審船というか、いろいろございしますが、おかしな船があるねということがあれば、いわゆる事務レベル、官庁間でそれは一般情報として相互に提供し合うという格好でこれまでも実はやっているとございします。

先般、五月に入りましてそういう話があったというところございまして、それこそ報道によりまして、核開発のためとかそういうために資金を取っているというふうな報道もございまして、我々としては、そういうふうな警戒監視、一般的な警戒監視を通じて、なお各警察機関とも情報連絡を密にしながら協力できることはできるだけやると、本来の安全保障協力の任務は遂行しながらその中でやるという格好で考えております。

○広中和歌子君 今までの答えとか、今までの日本の対応というものを私たち思い出してみただけでも、やはり万景峰号が資金とかそれから部品とか様々な形で問題を起している船ではなからうかというふうに思うわけですが、なぜ、五月二十二日の新聞の報道によりまして、運航再

開、運航の再開に踏み切るというふうに書かれておりますけれども、それは事実なんですか。

○副大臣(矢野哲朗君) 御質問でありますけれども、改めて報道の事実関係を確認をさせていただきます。

御案内のとおり、船舶が我が国の港に入港する際に際しては、バース確保等のため、事前に港湾管理者たる地方自治体に対して届出があることになっております。つまり、新潟県に入るということになれば、新潟県がその届出を受け入れるということだと思ふんでありますけれども、今日現在その届出はなされておられません。

ですから、今後、運航の再開の見通しについては最大の関心を持って見守っていきたくと考えております。

○広中和歌子君 ということは、運航されていないということですよ、今のところ。

○副大臣(矢野哲朗君) ですから、今日現在の情報ですと、その届出がないということから、そういったことがないだろうというふうな想定ができると思ひます。

○広中和歌子君 非常に受け身なお答えなんですけれども、禁止をするといったような、あるいはそれが望ましいというふうなお答えなんではないでしょうか。それとも、要するにお任せというふうな感じなんではないでしょうか。

○政府参考人(数中三十二君) ただいまの件でございしますけれども、今日この時点において港務管理者への届出がなされていないというのは、一つの事実関係でございします。

それから、当然のことながら、これは開港なものでございしますから、その入港自身についてはこれはオープンになっているということで、これを規制するということが自身は現在の法律ではできないわけでございますけれども、他方、今、委員が御指摘のとおり、いろんな問題が言われているわけでございます。当然厳しい、厳格な税関、入国管理局における審査と検査というのが行われると、そういう自治体の場合には、そういうことで

ございします。

○広中和歌子君 終わります。

ありがとうございました。

○吉岡吉典君 日本共産党の吉岡です。

私は、質問通告を行った後で、昨日の午後、同僚の平野議員から、今の法案には自衛権を発動することに必要ない、一体だれが武力攻撃発生事態ということ認定するのかという規定もないし、また、自衛権の発動に関する規定もないということが取り上げられました。これは私、非常に重要な問題だと思ひましたので、事前に通告していたテーマを後に回して、まずこの点から入らせていただきます。

最初にお伺いします。これは官房長官になるでしょうか。日本には憲法上自衛権はあるということになっております。私どももそういう解釈でおります。ところが、その自衛権を発動するに当たっての手続というのは規定されているのか、武力攻撃を受けた事態というのは、一体だれがどういう方法で、あるいはどういう機関で認定するのか。また、それを認定した場合に、自衛権の発動というのはどのような形で行われるかという規定があるのか。これ、まずお伺いします。

○国務大臣(福田康夫君) 武力攻撃事態の認定の問題かと思ひます。

この法案におきましては、武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となつた事実を対処基本方針に記載することとしておりまして、その対処基本方針は、内閣総理大臣の諮問を受けて安全保障会議が審議した後、内閣が閣議において決定すると、こういう手続でございします。

○吉岡吉典君 私が伺ひしたかったのは、この法案の前に、日本に何らかの、憲法にもありませんね。私は自衛隊法にもないと思ひます。しかし、私の知らない何らかの法律で今私が提起した問題についての明確な規定があるのか、ないのか。

それから、例えば、併せてもう一つお伺ひしま

すが、日本は自衛権発動の三要件というのが確認されております。しかし、その三要件というのは法制化されては私はいないと思ひますけれども、この点、法制化されているものがあれば、その点も併せてお伺ひします。どなたでもいいです。

○国務大臣(福田康夫君) それは、今申し上げましたのは、対処基本方針を、これを作成する、そして内閣総理大臣の諮問を受けて安全保障会議が審議した後、内閣が閣議において決定する、こういうことでございします。

それから、自衛権の問題でございします。

これは、この憲法には明確に記載をしていないわけじゃないけれども、国家として自衛権というものは、これは認められるものであるという、そういう考え方をしているわけです。

○吉岡吉典君 私のお伺ひしたことは、この場できちつと答えてもらいたくて言つたんですけれども、法制局にも私、お伺ひしました。

法制局の方では、今言ひましたように、日本には、この法案ではもちろんのこと、自衛隊法でも憲法でも、自衛権は認められているが、その自衛権を発動する際の三要件の法制化したものはないと。それからまた、武力攻撃の発生しているかどうか、その事態を認定することについての手続規定も、またその際の自衛権発動の手続についても規定したものはないと、こういうことでございしました。

これに異論があれば別ですけれども、自衛隊法もそういう規定はありませんというところでしたので、それでよろしいかどうか。石破長官、異論があったら。

○国務大臣(石破茂君) 委員すべて御案内のことだと思ひますが、防衛出動を下令する手続というのはきちんとして定められておるわけでございます。防衛出動を下令した後に、実際に自衛権の発動として武力を使用するかどうかという三要件でございしますが、これは何も法令で決まっておるわけではございません。

しかしながら、我が国に対する急迫不正の云々かんぬんと。そのほかに取るべき手段なく、必要最小限度にとどまる。これは、ある意味、国際慣習法的に定まったものであります。そういう中において、当然自衛権を行使する場合にこの三要件ということとは、政府としても何度も申し上げていることとございますし、これは我が国においても確立したものであるというふうに考えておる次第でございます。

○吉岡吉典君 今度の事態対処法というのは、武力攻撃が発生した場合には自衛権を發動すると、そういうことを大きな目的の一つとしておられると思います。その法律でそういう手続がないということとは、私はこの法律に非常に大きな欠陥があると思っております。

その問題はこれから後で議論するとして、まず石破長官に、この論議の中で、自衛隊が自衛権を行使する手続については交戦規則云々ということと述べられました。私は、交戦規則という問題は、実は長い間関心を持ってきた問題でございますので、昨日の発言について幾つか伺いしておかなくちゃなりません。

まず、この交戦規則という問題を見る場合に、長い戦後のこの問題をめぐっての経緯がございまして、元々、自衛権の発動の手続というのは我が国では憲法で交戦権が禁止されているために規定のしようがないというのが私がずっと受けてきた説明でございました。今おっしゃいましたように、防衛出動の下令はあるわけですが、これが直ちに自衛権の発動でないということは、これは長官、これまでも繰り返しておられるわけですね。

それで、自衛権の発動と武力の行使ということとは、これがすべてが直ちに戦争につながるという言いませぬけれども、しかし戦争につながる大きな問題を持ったものですか、この手続がきちっとしていないということは、これは一つの問題であり、なぜそういうふうになるかということも含めて私は考えていかなきゃならない問題だと思いま

す。

そして、交戦規則については、私、赤旗記者時代から、一九六〇年代の半ばからずっと繰り返し防衛庁等でもお伺いしてきましたし、国会へ来てからも論議してきましたけれども、それは一応なというところになってきているのが長い間私が聞かされてきたこととございます。ないために、大変ないろんなそれを切り抜けるための方策が行われているということも国会でもしばしば取り上げられてきた問題です。

これは、私、取材した委員会ですが、一九六八年、大分昔の話になりますけれども、の、これは参議院の決算委員会でございますが問題になったことがあります。日本は交戦規則は持っていないと。そこで、どうしているかという、実際はどうなっているかという場合に、例えば航空自衛隊はアメリカの交戦規則を準用している。

〔委員長退席、理事阿部正俊君着席〕

それで、国会の委員会でも、例えば一九六四年三月二十日付けの総隊発内訓第三号によると、日本の自衛隊の交戦規則がないことから、自衛隊の出動の基準として、米第五空軍の交戦規則、ルー・オブ・エンゲージメントを準用すると、こういうことが内部で指示されていると。これ、秘密の文書ですけどもね、そういうことが問題になったこともあります。私は、もう随分昔に書いた本の中でそういうことも書いたことがございすけれども、そういう経過を通ってきた。

つまり、憲法九条、交戦権を認めていない国において交戦規則を作ることができない。これは、ないのは、昨日、長官は防衛庁の怠慢かなという言葉も吐かれましたけれども、怠慢じゃなくて作れやうがなかったんだ、作れば憲法に違反するものを作ったことになる、その問題だと私は思います。

ですから、私、去年、本会議でも防衛庁に、交戦規則があるということが話題になったことに関連して、どうなのかと質問しました。そのとき、小泉首相、今の首相ですね、首相の答弁は、それ

は交戦規則ではなくて、自衛官の武器使用の適正を期するためにその基準や手続を定めるものなんだということでありまして、いわゆる自衛権を發動するかしらないかというふうなことを決めるようなものもん文書でも何でもありませんということでした。

ところが、昨日、長官の答弁を聞いて、これはあるということなのか、作ろうとしておられることなのか。答弁が、最初のうちはあるようにも受け取れる、途中から、これから作る、あるいは作る過程だというふうにも取れました。まず、この事実関係を明らかにしていただきたいと思えます。

○国務大臣(石破茂君) 私ども、交戦規則という言い方はいたしておりません。これは部隊行動基準という言い方で言わせていただいております。で、これからそういう言葉で答弁をさせていただきますというふうに思っております。

これは今あるのかというお尋ねでございますが、あるものもありますし、ないものもあります。それは、これも秘密で進めているわけでもございませぬ、例えば今一番新しい平成十四年度版の防衛白書におきまして、防衛庁では米国などにおけるルー・オブ・エンゲージメントに相当する部隊行動基準の作成作業を開始しておりますというふうに書かせていただいております。

これは具体的に申しますとどういふことかと言いますと、平成十二年、今から三年前でございますが、十二月に部隊行動基準の作成等に関する訓令というものを発しております。この訓令を整備をいたしました、この訓令に基づきまして作成作業というものを進めておるところでございます。ですから、冒頭、あるものもあるし、ないものもありますというふうな申し上げましたのはそういうことでございます。

○吉岡吉典君 そうしますと、日本が戦後ずっとやってきて、新しい事態対処法を作った、侵略、武力攻撃発生事態というのを認定して実際に自衛権を發動しようというふうなときに、それを認定し、それを決定することをそういう基準に任せ

るなどということとはとてもできる文書ではないと思えますが、その点はどういう、今の私の判断でいいかどうか。

強いて言えば、この武力攻撃発生事態というものの認定、そして自衛権発動の決定というのは、これは本当にきちっとしなきゃ、戦争につながる可能性のある決定ですからね。明治憲法ではそれは天皇の統帥権として確立されていたわけであって、そういうものがどこで決まるかということが憲法にもない、そして自衛隊法にもない、どこにもないという状況というのは、それは一体どういふふうな考えて、私は作ればいいとは言いません、その点は後で私の言いたいことは述べさせていただきますけれども、いずれにせよ、今の基準というもののに任せるといふふうなものではないと思

います。

○国務大臣(石破茂君) 確認的にもう一度政府の立場を述べさせていただきますと存じます。

自衛権発動に当たりましての要件に係る判断は現場の部隊で行うものではございません。この判断は、内閣を代表して自衛隊の最高指揮監督権を有しております内閣総理大臣や自衛隊の隊務を統括する防衛庁長官を始めとして、政府全体として行うべきもの、このように考えております。自衛権の発動としての武力の行使を行うか否かの判断は、最高指揮監督権を有する内閣総理大臣が行うもの、このように考えておる次第でございます。

他方、現場で実際に戦闘行為を行いますのは部隊の自衛官でありますけれども、自衛隊の行います武力の行使は自衛権発動の三要件と自衛隊法八十八条という法的制約の下に行われるものでございまして、内閣総理大臣を頂点といたします指揮命令系統に従いまして、個々の戦闘行為が行われることにより適切になされるもの、このように考えております。

具体的には八十八条、自衛隊法でございますが、八十八条に定めます武力の行使につきましては、教育を通じて国際法を習得させ、必要な訓練を通じて技能の向上等を図りますとともに、

部隊行動基準、まさしくこのROEでございますが、部隊行動基準の策定等を進めますことによつて武力の行使が適切に行われるよう努めているところでございます。

武力の行使が違法に行えぬようにするためにはどうするかという担保といたしましては、実際に戦闘行為に従事する自衛官に対して、上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した場合などにはほかの公務員にはない厳しい罰則が科されておることによりまして、厳正な権限の行使を担保しております。これ、済みません、朗読いたしまして恐縮ございましたが、これが今の政府の立場でございます。

個々の部隊、個々の自衛官が自分勝手に判断をして、これは自衛権の行使としての武力の行使だということを行うことはあり得ないということでございます。

○吉岡吉典君　そこで、憲法九条との、交戦権否定との関係ということになります。

今、いろいろ言われることを通じて、またこのところの論戦を聞いて、私は、私が取材をしていた時期、しばらく前に比べても、憲法との距離が本当に大きく懸け離れてきたなということを私は感じます。今の交戦規則でも、私、取材していた当時聞いた話では、非公式には決まっているが内容は秘密である、あるともないとも言えないというのが、取材に行つて一対一でお話聞かせてもらったものなんです。そういうふうに、内密である、あるともないとも言えなかつたもの、それを今は考えとして表明されるようになりました。なぜないかという理由が、憲法九条の交戦権否定、それとの関係でした。

私は、憲法との距離が遠くなったというのを別の答弁で言いますと、P KOの問題ですね。P KO協力法が最初に出たときに、私も公式に説明を求めたときの説明、僕は今でも覚えておりますけれども、こういう説明でした。

P KOに日本は参加することはできない、これは憲法上も自衛隊法上もP KOに参加はできない、

い、協力である、したがって協力法として出したんだと。その協力ということの中身は、それは自衛隊の出張であると。だから、東京の自衛隊が九州へ行くの、九州の自衛隊が北海道へ行くのと同じように、出張先がカンボジアであるかどうであるか、そういうことであると。したがって、指揮権は完全に日本の総理大臣と防衛庁長官が持つていて、現地の指揮には入らないんだと。後には授權するんだという答弁に変わりましたけれども、そういう説明で、したがって、これは国連のP KOに参加しているのではないから国連から給料ももらわないんだと、こういう説明でした。

その説明に比べると、今のP KOの説明というのも大きく変わっている。それは、自衛隊法を作る経過からいってもそういう説明かしらうがないんだと、だからP KO協力法なんだと、こういう説明でした。ですから、その話をするともうびっくりする人いるんですね、今のP KOについての。憲法の制約からほとんど懸け離れていく。私は、憲法ってそんなにないがしろにしているものだろうかということを感じます。

それで、この法案が、ここでの議論でも、長官は、日本が武力攻撃を受けた際の問題だということでしたけれども、私は、この後からまた議論の中でいろいろ言わせてもらいたいと思いますけれども、これはやっぱり新ガイドラインの際の合意によつて日本が周辺事態法で自衛隊が後方支援という形ではあるが掛けていく、それと関連して作られた有事法案であるということは、これは私、長官ね、防衛庁からも外務省からもガイドラインについての説明も何回も繰り返して、しばらくたつと聞いているんです。

その質問の一つには、新ガイドラインはどの時点で完了するということになるのか。外務省の説明は、周辺事態法はできてもうかなりのところまで来ました、有事法制ができれば大体完結ですという説明でした。防衛庁はもうちょっと突っ込んだ説明でして、周辺事態法ができた、それに有事法制プラスあと二年間でできる法律ができたから

れで新ガイドラインは完成ですと、こういう説明で、それが完成すると見直して新ガイドラインに進むのかどうなのかというのが私の質問で、そのときに、まだその作業まではやっていませんという答弁もありましたけれども。

ですから、防衛庁にしても外務省にしても、有事法制というのは、これはもう周辺事態法と一体の、新ガイドラインの具体化として考えているんですよ。だから、それは認めたくないのが長官の心情のようですけれども、これは、認めたか認めたくないかは、私はそういうものだというふう

に思っています。日本に武力攻撃が起こるのは、どこかの国がやってくるということじゃなくて、一番あり得る危険は後方地域支援であれ日本の自衛隊が米軍と一緒に米軍の戦闘に協力する、それは幾ら説明されようと攻撃を受けないという保証はありません。

これはいろいろあるでしょうけれども、私は、そこへ行くためにまずお伺いしたいのは、旧ガイドラインと新ガイドラインのかかわりに関してです。

私は、旧ガイドラインができたときに、旧ガイドラインにも極東事態における日米協力ということがありました。これは研究テーマですけれども、その研究結果はどうか、何も現われてこないと言ったら、防衛庁のある責任ある人はこう説明しました。それは法律上できないんだ、そういうことになったんだと、可能だとすれば、基地の共同使用しないしは、どうしても自衛隊がというところ、自衛隊を辞めて基地勤務者に身分を変えて協力しかりやうがない中身だというのが我々の研究結果だということでした。

新ガイドラインでは、極東とは違う周辺における日米協力になった。この日米協力は、旧ガイドラインと違って具体化がどんどん進んでいるわけですね。旧ガイドラインでできなかったことが新ガイドラインの下ではできる、それは何に、なぜできるのか。これ、お伺いします。

○副大臣(矢野哲朗君)　御指摘の旧指針において、日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合に日本が米軍に対して行う便宜供与の在り方について、日米安全保障条約、その関連取決め、その他の日米間の関係取決め等、また日本の関係法令の範囲内において研究が行われたことは先生御指摘のとおりであります。

そして、その後、平成九年の新指針でありますけれども、平素から行う協力、我が国に対する武力攻撃に際しての対処行動等における協力及び周辺事態における協力をより効果的かつ信頼性のあるものとすべく、かかる協力の在り方について一般的な大枠及び方向性が示されたことは御承知のとおりであります。

周辺事態法は、冷戦終結後、我が国周辺の地域における我が国の平和と安全確保が一層重要になつてくる情勢にかんがみまして、周辺事態における新指針の実効性を確保することが重要と考え、十一年に成立をさせていただきました。

他方、今国会にお諮りしております武力攻撃事態対処法については、あくまでも我が国に対する武力攻撃等に際しての国全体としての対処の基本的な姿勢を整備するものでありまして、新指針に基づく我が国に対する武力攻撃に際しての対処行動等を進める上での基礎となるものであります。

このような法制の整備や、政府にとつて長年の課題であつたことも事実であります。米国同時多発テロ、武装不審船事案などの事実を踏まえまして、我が国の緊急事態に対処する全般について改めて見直し、いかなる事態にも対処できる安全な国づくりを進めていきたいがための取組の一環として法案を提出されたものと考えております。

○吉岡吉典君　今いろいろ説明ありましたけれども、私は、端的に言えば、かつて法律上できなかった。できる法律を作つた。周辺、それは周辺事態法を作り、それから同時に、自衛隊法を改正した。法律改正によつてそれができるようになったと、一番端的に言えばそういうことではないかと思つております。

そこで、私は、もう一つお伺いしなくちゃいかぬのは、周辺事態法に基づく日本の後方地域支援という形の協力にしろ、これは日米安保条約の条文の第何条から出てくるか、私には幾ら考えてもその答えが出ません。この第何条による協力的なのか、これ、どなたか。

○政府参考人(林景一君) 委員御指摘のとおり、日米安保条約の明文の規定として後方地域支援というものが規定されておられないということはそのとおりでございますけれども、これは周辺事態法の御審議の際にも再三政府側から申し述べましたとおり、この日米安保条約の目的の枠内におきまして、我が国が米軍に対しまして様々な安保条約の目的を達成するための施設・区域の提供、これは地位協定でできることになっておりますけれども、それ以外の協力を行うことを妨げるというものはないということで、条約の目的を達成するために日米両締約国が協力をするということとはむしろ当然のことではないかというふうに考えている次第でございます。

○吉岡吉典君 要するに、これは私はちょうどその時期、安保関係の委員、関係委員会におりましたので、審議、速記録から見るとありまじせんけれども、いわゆる安保見直し、あるいは安保再定義という協議が始まった時期から安保条約についての説明が大きく変化してきた。その変化というのは、かつて安保条約、安保条約と言われたのが安保体制という言葉で述べられるようになった。

安保条約と安保体制とはどう違うのかということ、これは私も若干かわる委員会に入ることになったので、聞いたら、安保体制というのは、安保条約よりも非常に広い概念であると。安保条約は、条約関連取決めだけだ。その後の様々の日米間の合意、取決め及び日米関係等を加えた、それが日米安保体制であり、日米安保体制を具体化したのがこういう形になった。

〔理事阿部正俊君退席、委員長着席〕
また、当時の速記録を読んでも、今後の日

米協力においては、必ずしも安保の第何条というところによらない日米協力があるんだということが言われているようになり、条約に基づかない日米協力ということになったら、一体、これは歯止めのない協力にもなりかねないと思つたものですけれども、条約の条文に一つよらなくても日米協力はできるというのが今の日米安保条約の実態。

それがこのごろは、日米同盟、日米同盟という言葉で言われておりますが、日米同盟というものの中身は、そういうもう一九六〇年に結んだ安保条約の条文なんかには一々こだわらないと。そういう日米の協力関係が今の日米同盟下の協力と、そういうふうな考えていいんでしょうか。これは、どなたか。

○政府参考人(林景一君) 日米安保体制の定義というのはちよつと私、必ずしもあれでございますけれども、もちろん日米安保条約を中核とする様々な取決め、協力関係を総称したものを俗に言う人がいるということではないかと思つますけれども、いずれにいたしましても、その周辺事態法に基づきます協力ということにつきましては、この周辺事態法自体、いわゆる新ガイドラインの実効性確保のために、その中にございます周辺事態に対応して我が国が実施する措置を定めたものですけれども、この当時、御説明しましたとおり、同法第一条にございますとおり、安保条約の効果的な運用に寄与し、我が国の平和と安全の確保に資することをその目的としておるということで、これは我が国の安全に着目したものでございまして、したがって、これは我が国及び極東の平和と安全の維持という、これは六〇年の安保改定以来御説明しておりますその安保条約の目的の枠内であつて、この条約を超えるものではない、その条約の枠内のものであるということで御説明をされていくところでございます。

○吉岡吉典君 日米同盟とは何ぞやということについて、かつての防衛局長の海原さんは生死をとにもする関係を結ぶことだと書いておられます

ね。ですから今、日米同盟、日米同盟ということが盛んに強調されますが、それは生死をとにもする関係を結ぶことだと。私はそれは非常に重要な言葉だと思つて、これはしゃべっているのじゃない、本にちゃんと書きにもなつておりますからね。そういう関係を結んで、その条約、取決めももう今や、例えば私ちよつとここに持つてきますけれども、一々条約の、安保条約の規定に根拠がなくちゃいけないというものではないと、これはかつて池田外務大臣の答弁ですけれども、そういうふうになつてくると、目的が我が国の平和と安全だということならもうどこまで協力が行けるか分からない、そしてその根拠のない協力の一つが周辺事態法であると。

私はなぜこういうことを言つたかという、周辺事態法で日本の自衛隊員が後方地域支援だとして行くと。これは危険じゃない、危険になつたら中断するとかどうとか、いろいろありますね。しかし、生死をとにもする関係を結んだ日本が、危なくなつたらおれの方は引き揚げますという、そういうことができるのか。そういう関係なら結ばない方がいいと思つます、そんなばかなことを取り決めるようだったら。だから、私はいい加減なことを取り決めて国民を安心させて、そしてその結果が日本の戦争にまでつながるような事態になりかねない、そういうことは私はやっちゃならないことだと思つます。

そういう点で、今日は時間が来ましたからここまでにしておいて、また次回にこの続きはやらせていただくことにいたします。

○山本香苗君 公明党の山本香苗です。よろしくお願ひいたします。

まず最初に防衛庁長官にお伺ひいたします。一昨年の九・一一にアメリカで起きた同時多発テロの直後に、ある識者の方が、直後にですけれども、今回のテロは政治の文明史において未曾有の問題を提起した、提起した。治安と防衛、犯罪と侵略、警察行動と戦争、軍事行動との伝統的な境界が無法者、無法者のいわゆる暴力、

テロによつて一気にこう吹き飛ばされた、そういったことをある新聞のインタビューでおっしゃつていらつしやいました。

私は、この見方は大変鋭くて九・一一の本質をついているんじゃないかと思つております。その本質というものは、今申し上げましたように、治安と防衛そして犯罪と侵略、警察行動と戦争、その区別が付かなくなつた、そこにあるんだと思つておりますけれども、この区別がなくなつたのか。そこについての防衛庁長官の御認識をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(石破茂君) 基本的におつしやるとおりだと思います。ですから、先ほどもお答えいたしましたけれども、あれは戦争だとかブッシュ大統領が叫んで、ちよつと待つてくだされと、これはテロであつて戦争ではありませんというやうなやり取りがありました。しかし、自衛権の発動ということであり、そしてNATOは集団的自衛権を行使するという過程をたどつたわけで、その一種の、何というのかな、論理が一貫していない部分がありましたよね。それがまさしく、今、委員がおつしやる識者のお話とまさしくオーバーラップするのだからと思つています。

ただ、これを従来の法的な枠組みでは対処し得なくなつたということがございまして、これをどのように考えていくか、そしてそれに対応するやうな国内法をどう作つていくかということが我々に今課せられていることなのだというふうに思つております。もちろん国際法は慣習法でございますから、成文法のようにきちんきんとできたものではございませんけれども、これをどのように考えていくのか。まさしく委員がおつしやいますように、警察と戦争、戦争と犯罪、治安と防衛、これをどういふやうなものがどういふものに対して使つか、そしてその対応はどういふやうにあるべきものなのかということが今問われていると私も思つております。

○山本香苗君 ちよつと確認なんです、大事な前提ですので、話の。区別がなくなつたという御

認識はお持ちだということですね。

○国務大臣(石破茂君) 区別がしにくくなったということだと思います。それは、なぜアルカイダによるあの九・一一が戦争になったのかと言え、それはタリバン政権というものがそれをかくまっていた、警察権の行使というものが事実上不可能になったという状況は現出をしたので、これは戦争という構成が可能だったのだというふうに思っております。それが不可能な場合、つまり国家によるテロ支援国家みたいなものがなくて、完全にそういうような集団とか個人が同じようなことを引き起こしたらどうするんだということになりますと、これは区別が付かないというふうな事態もあり得るものと思っております。

○山本香苗君 この治安と防衛というものの、警察行動、軍事行動、そうしたものが区別が付きにくくなった、あいまいになってきた。そういう中におきまして、伝統的ないわゆる国家対国家という戦争よりも、九・一一のようなテロ、そうしたものの脅威に対してどう対応していくかということが今日の非常に重要な問題になってきていると思うんです。

そうなつてきますと、今一番初めにちよつと確認させていただきましたが、治安と防衛という形で治安は警察だと、防衛は自衛隊、そういった従来の対応、発想では対応し切れなくなつてきているんじゃないかなと思うわけでございます。見えない敵、テロ、それに対して国民の安全をどう守っていくか、それを真剣に考えれば考えるほど、国家と国家の戦争、それを想定した上でできている自衛隊の在り方、これについて今見直すべきじゃないか、その防衛力の在り方を見直すべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) おっしゃるとおりだと思います。

例えば、例えばサイバーテロって、これどう考えるんだということですね。つまり、パソコン少年がどこか遠く遠隔の地であつた一人でキーボードをいじっている。しかし、発生したことは

何千何万という人が死ぬということが発生をした。じゃ、このキーボードをいじるといふ行為は、それは一体何なんですかと、これが我が国に対する組織的、計画的武力の行使ですかということになると、これは国際法的な答えが出ていない。どの国も困つた困つた。これをどうしようかと思つていろいろなお話でございます。

また、他方、九・一一みたいなことが、これ、その昔、私が大学生のころですからも今から三十年ぐらい前のことかと思いますが、児玉誉士夫さんという人の家にある男優がセスナ機で突つ込んだということがございました。旅客機が突つ込んだという話はおととしの話ですが、セスナ機が突つ込んだんじやつたみたいなのは今から三十年ぐらい前にあつたわけでございます。これをどう考えるんだと。陸の場合には警察があり、海の場合には海上保安庁がありますが、空の場合には航空警察というのはいらないんですかね。じゃ、これを一体どう考えたらいいんですかということになってくるわけでございます。

この場合に、じゃ九・一一みたいなことが日本で起きたらどうするんだ。いろんな、つまりだれがハイジャックをしたのか、その飛行機の国籍はどこであるのか、一体何人それに乗っているのか、いろんなことを勘案して法的状態は変わってくるわけでございますが、そのときに、一体どの権力がどの対応をすべきなのかということは本当に考えていかなきゃいけないことなんだと思つています。

私もが考えなければいけないのは、いきなり軍隊の形をした、形ですよ、軍隊そのものと申し上げているわけじゃありませんが、自衛隊が出ることによって、あ、日本はもう防衛出動、宣戦布告をしたのだと、戦争する気なのだということとを相手に思わせてはいけないということがあります。

同時に、我々が考えなきゃいけないのは、出るのが遅れて警察官に物すごい犠牲が出た、海上保安官に物すごい犠牲が出た、出ることが遅れるこ

とによつて事態が更に拡大したということも防いでいかなければいけません。

その間にあつて、どのような防衛力を整備し、どのように法を運用するかということについて今きちんと詰めを行わなければいけないということとで、警察とも海上保安庁とも連日協議をいたしておるところでございます。

○山本香苗君 昨日も今日もそういった警察との連携強化とかそういうお話ございました。それは大事なことだと思つてます。

しかし、始めに申し上げましたように、想定が変わつたんです、想定が。元の元がですね。一番始めに区別が付かなくなつた、あいまいになつたというところをお認めになられたわけですよ。じゃ自衛隊が出ていくと。その能力を超えたら、全が守れるんじゃないか。

○国務大臣(石破茂君) これ、すごく難しいお話で、では大が小を兼ねるということがございますが、それはもちろん海上保安庁の船よりも海上自衛隊の船の方が強力な装備も持っています。防水区画ももっと細かくしてあります。しかし、それじゃいきなり、いきなり海上自衛隊の船が出ていいんだろうか。いきなり陸上自衛隊が出ていいんだろうか。これは法律の仕組みとして、治安出動にいたしましても海上警備行動にいたしましても、一般警察力をもつては対処し得ない事態というふうな書き方をしておるわけでございます。

そうしますと、これはやはり同じ使う権力が警察権とはいひながら、やはり第一義的には警察が出るべきものなのだというところは、これはどの国も共通していることなんだろうというふうに思っております。

これは軍隊の、かぎ括弧付きで申し上げますが、軍隊の警察的流用というものをどう考えるかという問題でございます。例えばフランスなんかにおきましては、ジャンダルムリーという、委員外交官でいらつしやいましたからよく御案内かと思いますが、ジャンダルムリーという、そういう

組織を作つて、警察でもない、軍隊でもない、そういうものを持つている国もあります。あるいはアメリカ合衆国のように州兵という組織がある場合もございます。私どもの場合にはそういう中間的な組織を有しておりますので、警察権、そして同じ警察権の行使でも、それを自衛隊という法的な構成にさせていた、だいておるわけでございます。

そのこの信号機が赤から青に変わるような話になりますので、この中間部分というものをどうするかということ、本、本当に訓練をし、いろんな協議をいつもやりませんと、ぶつつけ本番でできるものではございません。したがって、私どもは、四十七都道府県すべてと協定を結びました。そして、海上自衛隊と海上保安庁におきましても、中央レベル、地域レベルで本にありとあらゆる想定を考えながら、この場合はどうなる、この場合はどうなる。甚だしきに至つては、能登半島沖不審船事案のときなんというのは、お互い無線が通じなかつたなんということがあつたわけですね。そんなばかな話がどこにあるということとで、着実に着実に積み重ねております。

私は、委員の御指摘も、じゃ、一遍自衛隊がということも、国民に安心していただくという意味では意味のあることかもしれないが、現行法の体系はそのようになつておりません。私は、いきなり自衛隊がすべてを兼ねるといふことは、これはやや、極めて慎重であるべきだという考え方を個人としては持つております。

○山本香苗君 もちろん、現在のアジアの情勢だとかそういうものを見ていく中で、国家と国家の戦争というのが全くなくなつたということではないというふうには認識しているわけなんですけれども、他方、一番始めに申し上げましたとおり、治安と防衛、犯罪と侵略、警察行動と軍事行動、これらの区別が付きにくくなつてくるのも事実なわけでありまして、従来、今おっしゃられましたように、従来の例えばテロとか犯罪、軽度のものというんですか、警察でも対応できるようなもの

の、それは警察が対応して、別に自衛隊がばんと出ていかなくてもいいと思うんですけれども、いわゆる九・一一なんかでは警察の力を超えて戦争に似たような被害が、甚大な被害が起きたわけでございますが、こうしたテロとかを想定した上で、ちよつと今お話しになられた中にもありまして、たけれども、自衛隊の中で組織編成、たとかいわれる装備だとか、そういったところをきちんと対応できるように見直すべきではないでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) その攻撃がどういふものであるのかということが、先ほども、例えばアメリカで九・一一があつても全CIAをもつてしても情報に分からなかつたじゃないかというようなこともございますが、私どもとしては、とにかくそれが何によるものであるかということ把握するためにも全力を挙げておるということを申し添えさせていただきます。

装備についてどうかということでございますが、これは主に陸上自衛隊と海上自衛隊でございますが、そういうものに対応できるような装備ということ、予算をちよつとだいたいをいたしまして整備をいたしておるところでございます。例えば舞鶴、海上自衛隊の舞鶴基地には高速ミサイル艇というものがございまして、これは、従来五十トンぐらいであつたものを二百トンにして、いわゆる工作船というものが非常に速いスピードで逃走を図ろうとしても追い付くとか、いきなりどつと五インチ砲なんか撃つてしましますと沈んでしましますが、それが沈まないように正確に撃てるというような、そういうような銃を備えるでありますとか、あるいは陸上自衛隊におきましても、そういうテロ、ゲリラ、そういうものに対応できるような個人の装備、あるいはそれに対応した訓練、そういうことを今急速に展開をしておるところでございます。

○山本香苗君 ある本の中に、米国、今情報がかやという話がありました、九・一一のときに情報があつても防げなかつたじゃないかと。その根本的な理由というものは、国家を安全保障の基本

単位とするホップスの近代戦争観に米国指導者が呪縛されていたことにもあるんじゃないか。いわゆる国家と国家の戦争というその近代戦争観だけに縛られていた、その死角を、死角というか、観念の虚というか、そういうところをつかれないか、そういうような御意見があつたわけでありまして、この今、石破防衛庁長官が持つていらつしやる、今共有していただきました想定、一番最初の認識、それを持つた上で、これからこの防衛力その他の見直しをしつかりとさせていただきますと思います。

この問題についてはここで終わります。時間が大分迫つてまいりましたので、ばんばん聞いていかせていただきます。

国を守るということ、それは国民を守るということでありまして、今回の有事法制の眼目というのは国民保護法制にあると思つております。

そこで、具体的にたくさん、国民の皆様方に分かりやすい形で、国民の保護法制、どういったことをイメージしているのか、お教え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(福田康夫君) 国民保護の法制、これは、イメージと申しますか、その内容を申し上げるしかないんだろうと思ふんです。

それで、その内容をちよつと簡潔に申し上げますけれども、例えば住民の避難等に関しては、警報の発令、避難の指示、それから避難の誘導などの措置を実施するということです。それから、避難地における住民の救援に關しましては、収容施設や医療の確保等の措置を実施することを想定しております。

被害を最小化にするための措置としては、都道府県対策本部長の総合調整、市町村長の応急措置、消防、生活関連施設の安全確保、原子力施設や危険物質等の安全確保などの武力攻撃災害への対処のための措置、また、そのほか、交通の規制とか衛生の確保、国民生活の安定、輸送及び通信の確保、応急、復旧などについても検討をいたしております。

そのほかに、地方公共団体の対策本部の設置や、それから計画の策定、指定公共機関等の業務計画の策定、国の費用負担、損失補償、損害補償などについても規定を設けるということでございます。まして、もう非常に広範にわたるわけでありまして、

○山本香苗君 その国民保護法制において国民の基本的な人権はどのように担保されるのでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 基本的人権の保障も、憲法上絶対的な保障であるとされているものを除き、これはすなわち、例えば、思想、良心の自由、これは内心の自由の場合に限るわけですが、これも、それから、検閲の禁止、そういうものを除いて、絶対的な保障ではなく、国民保護法制においては、国民の生命、身体等を保護するためにやむを得ない場合に限つて国民の自由と権利に必要最小限の制約が加えられることもあり得ると、こういう考え方であります。

今後、国民保護法制整備に当たりまして、そうした場合における国民の基本的な人権が最大限尊重されるよう十二分に配慮していく考えであります。

○山本香苗君 やむを得ない場合、制約がある。それに対して損失補償制度ということが先ほど御答弁の中にありましたけれども、これは具体的にどういったことになるのでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 医療施設や医薬品、食品などの緊急物資の確保など、国民の生命とか身体等を保護するためにやむを得ない場合に限つて土地の使用とか物資の収用など、必要最小限の措置を行うことを想定をいたしております。土地の使用とか物資の収用等がこの国民保護法制の規定に基づいて行われる場合については、この処分により損失を被つた者に対して適正な対価で補償するということをお考えをしております。

○山本香苗君 次に、済みません、防衛庁長官、お伺ひします。

自衛隊の行動が実際の戦闘時において超法規的なこととはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) それはございません。自衛隊法八十八条に基づいて行動いたしますので、超法規ということは絶対に起こり得ないことでございます。

○山本香苗君 ちよつと、その自衛隊法八十八条についてお伺ひしたいわけでございますけれども、この八十八条におきましては武力行使、防衛出動時の武力行使として書いてあるわけなんですけれども、その二項におきまして、「武力行使に際しては、国際の法規及び慣例によるべき場合にあつてはこれを遵守し」と。この「国際の法規及び慣例」というのは具体的に何を指すのでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) これは、お尋ねいただきましたので、確認の意味で申し上げますが、お許しをいただきます。朗読したいようになりますが、お許しをいただきます。

この八十八条に規定をしております国際の法規及び慣例の主なものとしたしましては、傷病者、捕虜や文民の保護を定めましたジュネーブ諸条約、これは第一条約と申します。海上にある軍隊の傷者、傷を受けた者ですね、及び難船者の状態の改善に關するジュネーブ条約、これは第二条約でございます。捕虜、病者の待遇に關しますジュネーブ条約、第三条約。戦時における文民の保護に關するジュネーブ条約、第四条約。加えまして、一九四九年八月十二日のジュネーブ諸条約に追加される国際的武力紛争の犠牲者の保護に關する議定書、第一追加議定書というものが一つございまして、ジュネーブ条約系列、それからハーグ陸戦法規、そして毒ガス等の禁止に關する議定書、さらには対地雷禁止条約、そういうものが挙げられます。

これは、日本が入つていないものというものが仮にあつたといつたとしても、これは慣習の中にカウントをされますので、これは日本は入っていないから、加盟していないからこの八十八条に言うがところのものには当たらないという考え方を

私どもは取っておりません。

大体、以上のようなものが主なものと考えております。

○山本香苗君 その後に、「かつ、事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする。」と。ここにおきます「合理的に必要と判断される限度」というのはどういう限度なんでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) これは、個々に戦闘が行われるわけでございますが、個々の戦闘場面で判断をされるというふうには私どもは考えておりません。全体として判断をされると、こういうふうに思っております。

それじゃ、一体だれがそんなものを判断するのかねということの尋ねがこれは当然あるわけでございますけれども、それも、これは政府全体として判断をするということに相なります。

つまり、内閣、先ほどのお答えとも、吉岡委員に対するお答えとも重なる部分がございますが、この判断は、内閣を代表して自衛隊の最高指揮監督権を有する内閣総理大臣や自衛隊の隊務を統括する防衛庁長官を始めとして政府全体で行う、政府全体として、そして個々の戦闘場面ではなく全体として判断をされる、こういう立場を政府は今取っております。

○山本香苗君 次に質問しようと思ったことを先に言われちゃったんですけれども。

今、言いました二つの縛りですね、国際の法規と慣例に従ってと、合理的に必要と判断される限度にある限り、自衛隊の行為が例えば戦闘時にほかの法律、国内法に反したとしてもその違法性が阻却されるという形で御答弁がいろいろあったわけなんです。この違法性が阻却されるということとは一体どういうことなんでしょうか。また、その理由は何でしょうか。

○国務大臣(石破茂君) これは、この違法性の阻却というのは、構成要件には該当はしていると、しかし違法性はないと、こういう形で御理解をいただいてよろしいかと思っております。

その事実そのものは、これは犯罪行為に類するものだ、しかしながら、例えば、これも委員十分御案内のことかと思いますが、お医者様が手術をいたしますね、それは傷害罪と、外見は人をナイフで切っているわけですから傷害罪ということになる。しかし、それは人の命を助けるためだということで、見た目は傷害罪だが、それは人を助けるという目的なので犯罪がないと、こういう形に相なります。

また、ボクシングで殴り合っておつても、これはもう傷害ではないかということになります。これはお仕事としてやっておるわけでありまして傷害ではないと、こういうことになります。これは、あるいは正当防衛、緊急避難もそうでございますが、その行為自体は構成要件には該当するけれども、自分が助かるためとか、大は小みないな関係になりまして、これは違法性が無いという形になっております。

この場合の八十八条はどういうことかといえますと、どれに基づくのかとおっしゃられますれば、これは正当行為ということに相なります。緊急避難とか正当防衛とか、そういうことではございませんで、これは正当行為という形で、八十八条の要件を満たしておる限りにおきまして、戦闘行為に際しまして行政法規等の国内法規に従えない、そういう場合がありまして、八十八条の要件を満たしております限り、これは八十八条に基づきます正当な行為、そして違法性が阻却される、こういうような構成を取っておるわけでございます。

○山本香苗君 ちょっと確認させていただきま

すなわち、例えばいろんな国内法、いろいろあります。それに違反したことが、いわゆる戦闘時でありますからあつたとしても、八十八条におきますこの二つの縛り、この二つの縛りの限りにある限りは、例えば違法になった、一瞬でも超法規の状態になった、しかし、この二つの縛りがあるからそれで超法規じゃないという形で下りるとい

う論理になるわけですか。ですから、自衛隊がいつ何どき、戦闘時においても超法規にならないと、そういう認識でいいんですか。

○国務大臣(石破茂君) 片時たりとも超法規の状態は存在をいたしません。それは、行政法規に抵触したという形で形式的に構成要件に該当する場合はございますが、八十八条に基づいております限りそれは正当行為ということになりますので、いかなる時点におきましても超法規という法的状態は現出をしないものでございます。

○山本香苗君 じゃ、その戦闘時におきます自衛隊の行動と国民の基本的人権との兼ね合いについてお伺いいたします。

どういふふうな形で保障されるんでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 先ほど官房長官から御答弁がありましたが、基本的人権というものとは最大限に尊重されるということに相なります。そして、これも何らかの答弁をさせていただいたことでございますが、自衛隊が行動いたします場合に、例えば八十八条の二つとて行動するわけですが、その場合に民間人の方々がその場にいらつしゃるといふことが極力ないようということをして私どもはこれから国民保護法制でやってまいらるわけでございます。

ただ、そこに家が残っていて、例えば財産権というものが侵害される、そういうような形の権利侵害といふことは起こり得るものでございまして、これをどのようにして補償していくかということ、これは事後的措置の場面ということになるわけだと思ひます。

ただ、それはどういう形をもつて敵の侵害が排除できるのか、敵の侵害は必ず排除をしなければいけません。そのために非常に国力が損耗をして、本当にきちんとした補償ができるかどうかというような問題もございまして、そしてまた、その損傷を加えたものが、我々自衛隊であるのか、あるいは我が国に対して武力攻撃を仕掛けてきたものであるのかということになります。これは賠償との問題、そういう関係になってこようかと思

います。

いずれにいたしましても、事後的にそういう方々の侵害された権利というものを補償するためにはどういふような手だてがあるかということ、これから検討してまいらるということになろうかと存じます。

○山本香苗君 ありがとうございます。

今、最後に御答弁されたように、戦闘時において何らかの被害というのを、もう一度確認なんですけれども、国民の方が受けた場合は、それに対して補償がなされるんでしょうか、なされないんでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) これは、法律に基づきまして、こういう場合にはかくしかじか、こういう補償を行うということがなぜ困難なのかといへば、それはどういう形で終わるか分からないということでございます。ですから、戦前にございしても、これは給付という法律、形態を取つたといふふうには私は承知をいたしております。

したがって、補償等の問題を含めました復興施策の在り方の一環として政府全体で検討するということに相なります。もちろん、そういうような権利の侵害がなされたことについては、それがなるべく回復をされるということが望ましいわけでございます。しかしながら、それをどういふ形で行うかということについて政府全体で検討していく、そういうような立場でございます。

○山本香苗君 その検討はいつなされるんですか。

○国務大臣(石破茂君) それはですね、どういう形で武力攻撃が起こるか分かりません。だから、それが物すごく国力を損耗するものかもしれないし、大して損耗しないものかもしれない。したがって、武力侵害というものを排除した後に行われることになります。

○山本香苗君 すなわち、今の状態、何かが起きた後に検討されるということになるわけですか。

○国務大臣(石破茂君) それが終わってからというようになります。

○山本香苗君　じゃ、補償、そうしたものは、とにかくそういうことが起きてからやると、検討する。しかしながら、きちんと国としては対応していくよというところでよろしいですね。

○国務大臣(石破茂君)　それは政府全体で検討する。ですから、もう早く排除できて我々の被害というものが最小であれば、それはできるといふこともございましょう。そうあるべきものだと思います。

したがって、民間の方がそういう被害に遭わないように、そして極力早く敵の侵害を排除できるように、そして、そういうような権利侵害があつて補償というものがなされる、補償という言い方がいかどうか分かりませんが、そういうふうな努めてまいります。それがどういふような被害が現出するかということが分かりませんと、その補償、仮にかぎ括弧付きで使うにいたしましても、それが決められないということでございます。それも含めまして政府全体で検討することになります。

○山本香苗君　以上、終わります。

ありがとうございます。

○愛知治郎君　自由民主党の愛知治郎、日本人でございます。

この日本の根幹にかかわる法律の成立に私自身参加できたことを非常に光榮に思います。そして今、あえてですけども、日本人ですと申し上げました。この点、ちよつと問題提起を、皆さんにも是非考えていただきたい話がございします。

今日この委員会室にお集まりの皆さんほとんど、多分皆さん日本国民の方々だと思いますけれども、あえて官房長官も聞いてください、申し上げます。

皆さんは、なぜ日本人なんですか。本当に日本人なんですかということをお考えをいただきたい、改めて、自分自身は小さいころからそれを非常に問題意識を持っておりました。日本人、日本で生まれたから日本人なんだろうか。私自身は、この場で申し上げますけれども、アメ

リカで生まれました。私の父が会社員であるところにアメリカに転勤になって、そこで、ニューヨークで生まれたというだけでですけども、私は日本で生まれたのではない、だからこそ何で日本人なんだろうという問題意識を小さいころから持つておりました。私の兄弟は東京で生まれたけれども、私だけがなぜアメリカか、すごく疑問に思つておりました。

また、じゃ日本に育つたから、日本に育つても日本人じゃない方は多くいらっしゃると思いますし、両親が日本人だったから、日本人じゃない違う国の系統というカルーツを持つている方を両親を持つという方はいらっしゃると思います。ここで、国会の中で、今日はいらつしやいませんか、ツルネンマルティ議員さんなんか見た目は全く日本人じゃない。何で日本人なんだろうという思いを抱いております。

是非、皆さんにもそのことは意識をしていただきたい。そして、国民一人一人がそのことをしっかりと考えていかなくちゃいけないと思います。

私自身が思うに、日本人とは、日本人であることとは、この国を愛しそして守ることだと考えております。そして、多くの義務や責任を果たして初めて胸を張つて誇りを持って日本人であると言えるものだと考えております。

この点、多くの義務を果たして、一生懸命この国の日本人であることを自覚して、日本をつくつていく、そんな国はやつぱりすばらしい国なんだというふうな思ふんですが、大変悲しい話というのを自分自身も幾つもの聞いております。

話なんです、ニューヨークのテロが起きたとき、友人がちょうど行つていたと最近になって聞いたんですが、その中で、その友人がテロ、直接現場のすぐ近くではなかったらしいんですが、テロが起こつた後にニューヨークの方々は、これはもうほとんど国際的というか、いろんな国々の方々がいたらしいんですが、皆さん何とかしようとき、この有事に対応しようと思死になつているとき

に、日本人が全く意識をしないで買物していたと。全く他人事のようにして、関係ないことのように振舞つていたのを見てしまった。そのときに日本人であるということを書えなかった、恥ずかしくて。もう残念な話です。先ほどの日本人であるという意識を持たないがためにそういう事態が起こつてしまつていんじゃないか。挙げ句の果てに、これも本当に悲しい事態なんですから、この国自体を否定するという事態も起こつてしまつていいます。これは事実であります。

私自身も小さいころから大人の人たちを見て、先輩方を見て、それで若い人たちの中でも日本人は格好悪いんじゃないか。今でも子供たち、若者もそうですし、子供たち、本当に日本人であつていいのかわ、日本人でいいのかわいふうに思わざるを得ない状況があるのも、これもまた事実であります。やはりその自覚を持つて責任を果たしていくこと、これは本当に大切なことだと思います。

それで、福田官房長官、通告はしてないんですけども、答弁の中の話なので感想というのか、今の話を踏まえた上での感想で結構なんです、この法律を作るときに、作るべきという内容ですけれども、国民の義務、義務じゃないですけども、国民に関しての自身、規定されている部分と、「協力をするよう努めるものとする」と。その中で、官房長官、国民については余りに過重な役割を課することは困難であると考えられるので、国民の義務を法案に規定することは適切でないと判断したと、そういう答弁をなされているんですが、通告してないの、改めてですけども、この場でその感想というか、国民が果たすべき役割について見解がございましたらおっしゃつていただきたいんですが、なければ結構です。

○国務大臣(福田康夫君)　日本人かどうかというお話もございましたけれども、日本人だということに常に意識しながら生活しているというの、それはどういふ必要性もないんじゃないかというふうには思いますけれどもね。しかし、事に当

たつて、自分は日本にいたんだと、日本のためにという気持ちというものは、これは当然持つのが自然だと思ひますね。

ですから、これは第一次石油ショックございました一九七三年、あのときまで、そのとき言われたことですよ、若者たちはもう国というものを全然意識してないとかいつたような議論がありました。自衛隊なんか否定するといったようなことは当然のように言われておつたけれども、しかし自衛隊が大事だといふうに、あの石油ショックがあつた直後は、世論調査しますと急に上がつたんですね、若い人の中で、特にね。そういうことあるんですよ。いざ何か起こつたときには皆それぞれ、それぞれの良識を持つて考え、そして行動するのかなといふうに思ひまして、私はそのとき非常に救われたような思いがいたします。そういうことを考えないで意識しないで済みますことができるという我々は、逆に言えば幸せだといふうに思ふんですけどもね。

しかし、だからといって何もしないで済むというわけではない。今、委員のおっしゃるように、常々そういうことは考えながらということも必要なんだろうといふうに思ひます。

国民の協力ということについて今お尋ねございました。国民が法的に拘束されることはないけれども、私はいざいざというときには良識を持つて大いに協力をしてくれるというのが我が日本人だと、こう思つております。

○愛知治郎君　ありがとうございます。突然だったので申し訳なかつたんですが、私自身も本当にそう言つていただいてすごく心強く思います。

この内容については、あえて法律で規定する必要はないんじゃないかと、当然のことだと私自身も考えております。そして、自然が進んで、さっきの、日本のことじゃないですけども、有事が起こつたときに国民が一致団結をして協力をできるような国であつてほしいなと、これは切実に思ひます。

さつき日本人という話をしたんですが、自分自

身は外国で生まれたから日本人を意識したというのもありまうけれども、外国で生活された方というの、話を聞くと、皆さんやはりそういう意識を持たれるらしいので、日本で生まれて育つて本当にただ黙っていても日本人であるということが、これはゆゆしきことというか、余り褒められたことじゃないんじゃないか。常に何でもかんでも日本人だ日本人だという必要はないと思うんですが、守ると先ほど言いましたけれども、愛し守るといのが基本にあれば、何かがあつたときに自然と協力体制ができるものだというふうに考えております。

それはいいんですが、さて、この有事関連法案に關してですが、その自覚がまだ足りないんじゃないかと自分自身は少なくとも思っているんですが、国民に対して、この法律が必要なんだよと、何で必要なのかということをしつかり説明をされたのか。これは総理に是非伝えていただきたい、また、官房長官もスポークスマンという役割を担つておられますので是非意見として聞いていただきたいんですが、小泉総理が備えあれば愛いなしということをおっしゃられております。それはそのとおりだと思いますが、私自身はその説明に対してやはりちよつと不満を持っております。

といいますのも、事情はよく分かります。小泉総理、よくワンフレーズポリテックスという話をされますが、現状の報道、マスコミ等見ますと、なかなかすべてしつかりと伝えてくれるということをしてくれません。これは自分自身が、もうすぐ二年になりますけれども、国会議員になつて仕事を感じておるこれは現実であります。もちろん、報道側にとつてみても、例えば販売部数であるとか視聴率、様々な問題があるのでしようけれども、やはりごく一部しか伝えてくれない。

だからこそ、そうやって端的に物を申していくというのは必要だつたと思うんですが、一方、やはりこれは大変な努力を払つてでもしつかりと説明をしていかなくちゃいけない。それを今回、昨日舛添議員が紹介してくださつた本の中で、スイ

スの本なんですからけれども、ちよつとお配りをいただけますか。

〔資料配付〕

○愛知治郎君 スイスのこの、スイス政府が発行した「民間防衛」というこの本ですね。私自身も舛添委員に借りて、ちよつと目を通しただけなんですけれども、感嘆させられました、すごいな。是非皆さんにもこれを見ていただきたい。

そして、時間ですね、官房長官、これからちよつと予定があつて退席されるということだつたんで、是非このペーパーをお持ち帰りをいただいて参考にしていただいて、今、石破長官はごらんになっていただけますけれども、国民の方々に説明するということもこれから一生懸命取り組んでいただきたいというふうに考えております。

それで、ちよつと、これをどうしても、どうしてもというか、私自身も是非皆さんにお伝えしたい、参考にしていただきたいということで読もうと思つていました。

もう一つ、その努力が大事だというのは、これにも書いてあるんですが、この本自体、これは訳なんであれですけれども、原本はスイス政府がスイス国民、各戸に配つたと、皆さんにこれを配つたということなんです。で、しつかり読んでいただいて理解をしてもらつて、そういう努力をしていこうということを読まえた上で、これを、その一部ですけれども読ませていただきます。

時間があれば官房長官にその感想なり聞かせていただきたいと思います。是非持ち帰つて検討してください。本も石破長官持つていらっしゃるようです。ちよつと読ませていただきます。

この本は、わが国が将来脅威を受けるものと仮定して書かれたものである。

われわれが永久に平和を保障されるものとして、軍事防衛や民間防衛の必要があるのうか。すべての人々は平和を望んでいる。にもかかわらず、戦争に備える義務から解放されていると感じている人は、だれもいない。歴史がわれわれにそれを教えているからである。

スイスは、侵略を行なうなどという夢を決して持つてはいない。しかし、生き抜くことを望んでいる。スイスは、どの隣国の権利も尊重する。しかし、隣国によつて踏みこじられることは断じて欲しない。

スイスは、世界中で人類が行なうあらゆる建設的行為には全力を尽くして協力する。しかし、みずから行なうべきことを他人からさしずされたことはない。工業国、商業国としてのスイスは、自由競争の条件のもとで全世界と貿易をしており、スイス製品は一般の高い評価を受け、わが国民の職業的良心を立証している。

しかし、このような評価によつて、スイスが、起こり得る大戦争の局外に立ち得るわけではない。

ヨーロッパにおけるスイスの戦略的地位は他国にとつて誘惑的なものである。その交通網は、交戦諸国にとつて欠くことのできないもののように見える。簡単に言うならば、われわれは、受け身に立つて逃げまわる権利を与えられていない。

われわれは、あらゆる事態の発生に対して準備せざるを得ないというのが、最も単純な現実なのである。

次もすべてちよつと読ませていただきます。

紛争の時代と言われる今日の時代においては、ある種のことは、その価値を失つたようである。「祖国」ということばも、その一つである。

今日は旅行の時代でもあり、それぞれの国に特有の美しい景色が見出されている。わが国は美しいが、そうは言つても、その山々や湖に基づく祖国愛を説いただけでは、もはやその説得力はなくなつた。

人間というものは、自分たちの幼い時代のことを深く心に刻みつけているものである。生まれてから住んでいた場所は、その人にとつていつまでも価値を失わない。その当時の家庭環境や社会環境によつて、その人の好みは左右さ

れる。人は、自分が通つた小学校や、その仲間、当時の遊び、そして愛の目ざめを、決して忘れない。自分の国に対する愛情は、人々が、それぞれの幼時に、その当時の世間に対してどのように対応したか、どのように世間から影響を受けたかによつて、その基礎がつくられるのである。

しかし、大人になると、もつと深く、もつと広い立場から、ものを考えるようになる。大人は、自分の生活条件を他の国民の生活条件と比較する。正義、信頼、安全、自由を求める。

常識のあるスイス国民は、わが国の諸制度が、人間のつくるあらゆるものと同様に、完全ではないが、安定しており、人間を尊重していることを、認めざるを得ない。社会福祉の面では大きな進歩が見られる。貧しい人々、身体障害者、老人は、国家の援助を受け、この援助も常に改善されつづける。連邦制度は全国民を守っている。民主主義は正常にその機能を發揮している。公けの義務は公平に分担されている。すべての人々は一般教育を受けられる。このように基本的権利がよく保障されている国が、他に数多く見られるだろうか。

故に、わが祖国は、わが国民が、肉体的にも、知的にも、道徳的にも、充分に愛情を注ぎ奉仕する価値がある。

最後です。

今日のスイスは非常な平和愛好国である。しかし、常にそうであつたのではない。過去には過失もあつた。その過失は、われわれが将来をはつきり見通すための指針としての役に立つ。わが祖先は自由と独立を守るために戦つた。この点で彼らの英雄的行為に感謝を捧げる。しかし、わが祖先は、近隣の土地を侵略し征服するために戦つた。このため彼らは破滅しかつた。が、そのことを充分に理解して、侵略戦争を放棄したのである。

この賢明さによつて平和がわが国にもたらされた。その平和を守り続けることによつて、世

代から世代にわたって国民の期待にこたえるような国を、石を一つづつ積んでいくように建設することができたのである。完全な国をつくるためには、常に手を加えなければならぬ。

わが民主主義の真価は、絶えず必要な改革を促すことである。

どのような制度も、生きものと同じように、それ自体の生命力によって変化することからのがれるわけにはいかない。すべては進化する。思想も、風俗や経済情勢と同様に進化する。だから、国民や、国民を代表する議員が、常に注意深く制度を見守ることは、どうしても必要である。

この注意深く見守ることによって、制度の改革が求められてくる。それは、改革であって、めくら減法の破壊ではない。革命は、しばしば、益よりも害となる。革命のあとの恐怖政治は、歴史の示すとおり、独裁制による血まみれの様相を呈した。無秩序は、結局、暴君が現われて鞭をふるうことを求める。

しかしながら、権力が、ある個人に集中し、抑圧された人々が、その独裁者を追放するために立ちあがるはかなくなつたときに、革命が必要となる。

民主主義は、何も生み出さないのでじつとしていること、破壊的に転覆することの間に通じる、狭い、山の背のような道を、用心深くたどらねばならない。

各人の義務は、この法則に従って生き生きと生きることである。公けの問題に無関心であることは、この義務に忠実でないことを意味する。すべての破壊を欲することは叛逆である。

法は、われわれすべてを拘束するが、われわれを守るものでもある。われわれも法の制定に参加せねばならない。もし、制度の改善のために何もせず、共同体の管理に参加しないならば、自分たちの制度について不平を言う資格はない。

健全な民主主義を維持し発展させていくため

には、建設的な反対派による批判、審査が必要である。この反対派は、欠陥と不完全性を指摘し、えぐり出す。

賢明な異議申し立ては、必要な改善を促し、この改善によって共同体の安全平穏がはかられる。消極的逃避や組織的反抗は、有益な努力を無駄にし、妨害し、意味のないものとする。

とは言っても、世論は、個個ばらばらの意見に分裂してしまうと、何ら実りのないものになる。自由は無政府主義ではない。無政府主義は、国家に

関するすべての義務を全面的に否定するものである。各個人の政治的自由は、精神的家族感あるいは経済的家族感というワク組みの中で現わされねばならない。このようなワク組みは、その中の各自の意見と利益を守るに足るものである。このような共同体生活のきまりの外で権力がふるわれると、秩序が失われ、効果がなくなり、弱く、不安定となり、効率が悪くなる。

もし、固く団結した多数派によって事に対する決定の責任がとられないならば、生き生きとした民主主義は存在しなくなる。また、もし多数派が、その力を勝手気ままに乱用して、すべての国民の持つ合法的権利を国民の一部に対しては否定する、とするならば、その国には平和がなくなってしまう。

非常に私自身も勉強になりまして、なるほど進んでいるというか、なかなか研究されているんだな、この国も負けてはいられないというのが正直なところなんです、スイスに負けない国を……

○委員長(山崎正昭君) ちよつと済みません。速記止めてください。

(速記中止)

○委員長(山崎正昭君) 速記を起こしてください。

○愛知治郎君 失礼いたしました。大変これも一つの勉強になりましたので、これからの教訓とさせていただきます。

では、この点について、石破長官、感想なりあれば述べていただきたいのですが。

○国務大臣(石破茂君) この本は、私、随分以前に読んだことがあります。

やつぱり、読むたびに新鮮です。これ日本にそのまま置き換えてもいいんじゃないのという部分、今、委員がその引用なさった部分はそれを日本に置き換えてもそのまま通用する部分が相当あるんじゃないでしょうか。

ただ、私が申し上げたいのは、この本が日本で訳されて出たのが昭和四十五年の話なんです。一九七〇年の話なんです。三十三年たつていまして、三十三年たつても本質は変わらないということ、三十三年前にこの本が出たときはとても売れたんです、これ。日本国じゅう随分読みました。ですけれども、だから民間防衛協会というものもできましたし、これ会長がたしか藤井丙午さんだったと思います。

また、我が党の中に民間防衛議員連盟というのができました。会長は小淵恵三先生であつたと思います。

当時、その昭和四十年代の後半から五十年代にかけてこの民間防衛という考え方が相当高まつた。にもかかわらず、それがまた下火になつて今日なおそういう議論をしようと、やれ隣組だ、やれ竹やりでB29を落とすのだみたいな議論になつてしまう。

やつぱり、私たちは、スイスという国がどうしてこうやって平和を保つたか、平和を保つためにどんな努力をしているかということ、もう一度この本を読み直してみる意味があるなというふう

に、委員のお話を聞きながら思ったこととございます。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

また大変な見識というか経験をお持ちでいらっしゃるの、私自身もなるほど、そういう歴史があつたのかということを再確認をさせていただきまし

た。これは、さつき、先ほど福田官房長官のお話に

もありましたけれども、常に無理というか、余りに強制するのはいかなものかということも、そのような意味であろうことをちよつとおっしゃられていたように思われるんですが、やはりこれは憲法調査会でも議論になつて私自身も申し上げたんですが、平和とは常に努力をし、たゆまぬ努力を続けて獲得していかなくちゃいけない、黙つていて与えられるものではない、その状態に甘んじていて守れるものではないと考えておるので、たゆまぬ努力が必要だと考えております。そして、自分自身も誇りを持って、先ほどの、日本人としてこれからも生きていきたい、この国をつくつていきたいと考えております。

さて、ちよつと話題を変えたいと思うんですが、先ほど言いました、自分自身が生まれた国、アメリカ合衆国のニューヨークですね、そこでのテロがありました。これはもう人ごとではない。少なくとも自分自身も同様のことをこの日本国内において起こさせるわけにはいかない、絶対にそれを回避する、守っていくんだという覚悟を新たにさせられた事件でもありました。

この点について政府の見解をお伺いをしたいんですが、アメリカのあの同時多発テロですね、なぜあのようなことが起こってしまったのか、いろんな見解があると思いますけれども、その点についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(小田部陽一君) 委員御質問のアルカイダにつきましては、オサマ・ビンラディンの声明などによりますと、正に米国との関係あるいは中東紛争との関係といった点々が背景になつていてというふうな考えております。

また、一般論といたしましては、国際テロの多くは政治、宗教、民族等の対立が原因でありまして、さらには貧困の問題、あるいは開発の後の問題といったものもそうといったテロを一層助長しているというふうな考えております。さらには、こういうテロに対する対処能力が必ずしも十分でない国が存在しているといったことも背景にあると思ひます。

このように、テロの発生には様々な要因、背景があると思いますが、いずれにいたしましても、おっしゃられるように、こういったテロは我が国においてはもちろん、世界いずれの国においても二度と繰り返されてはならないと思っておりますし、そのためには多面的な取組が必要だと思っております。

具体的には、先進国におきましていろいろな取組といったことに加えて、途上国における貧困の問題への取組の支援、あるいは途上国におけるテロ対処能力への協力、こういった点について協力を惜しまず、国際的に行うことが必要だと、そういうふうにご考えております。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

私自身が端的にどうか、今のお答え、なるほどなというふうには思ったんですが、簡単に、これからやはりこのテロを、このような事態を日本に起こさせないと、どういうふうにしたらいんだろうかなと考えました。もう完全に単純化をしたんですが、一つは、やはりそのテロリストという存在自体を生み出さない、これが一番大事だろうというふうにご考えております。また、先ほどもおっしゃられましたけれども、セキュリティ、管理というか、起こさせないために行動をチェックするかどうか武器を作らせないとか持ち込ませないとか、様々なセキュリティ上の問題があると思えます。もう一つ、何か事が起こったときに、これはもう徹底して、一致団結して協力して、国民が一致団結して戦うんだというその体制を整えていくことが、正に有事に備えるということが抑止にもつながるのではないかとこのように考えております。

一点一点考えますと、テロリストを生み出さないためにはいろいろ、なぜテロに走ってしまうかと、これは原因が様々ありますので、それをしっかりと考えた上で国としてのどのような行動を取っていくか、慎重に考えていかなくちゃいけないと思います。

また、このセキュリティについてなんです

が、やはり限界はあるのかなと思えます。技術的なことを考えますと、これは将来不可能ではないということもあるんですが、結局、テロリストを全部管理するとなると全世界の国民という人間を逐一全部管理しなくちゃいけない。それは事実上不可能に近いであろうし、技術が仮に進歩してできたとしても逆に恐ろしいですね。全部管理をされてしまうと、それはもう国民の自由というものが完全に失われてしまうことになりかねない、怖いことです。

やはりテロリストを生み出さない、それから今取り得るセキュリティを万全にする、そして有事に備えることがやはり大切じゃないかというふうにご考えております。

この場で有事についていろんな意見がありまして、政府側としても答弁をさせていただいたのを聞いております。特に自衛隊と警察という話はございましたが、一方で、この有事、災害とかテロも同様なんですが、消防の役割というものも非常に重要じゃないか。また、火災であるとか救助活動、今でもよく頻繁に行われていますけれども、直結することであると思われるんですが、この点、消防庁、どのような取組をされているか、これからされるのか、お聞かせください。

○政府参考人(石井隆一君) お答え申し上げます。

テロあるいは有事を含めました広い意味の災害対応につきましては様々な分野がございますけれども、災害の予防でありますとか災害被害管理の局面、具体的には警報の伝達あるいは避難の誘導、救助、救護、負傷者の搬送といったような分野につきましては、委員の御指摘のとおり、市町村あるいは特に消防の役割が重要であると考えております。

広域対応の体制につきまして、消防庁としては、全国の消防本部の中から二千二百部隊、三万一千人規模の緊急消防援助隊の登録なども行いまして、全国的な訓練、ブロック訓練なんかも図りまして、できるだけそういった事態に備えるよう

にしているところでございます。

○愛知治郎君 ありがとうございます。本当に総出でいろいろな機関、協力し合いながら、国民一人一人ももちろんですが、事に当たるといふ態勢を整えて覚悟を見せるというのは大事なことだと思えます。

また、その連携についてですが、改めて自衛隊、警察、消防の各機関の方々にどのような取組をする予定であるか、お聞かせ願えば幸いです。また、これは国民保護法制の面でも議論される話でありますので、これからの取組ということで見解をお聞かせください。

○政府参考人(村田保史君) お答えいたします。

万一テロといった事案が発生した場合、現場に出動する各関係の組織が連携を図ること、そのために平素から訓練を重ねることが重要であるということはお指摘のとおりだと思います。

こうした事案に対処する政府としての対処の仕組みとしまして閣議決定もございまして、また、様々な、NBCテロと言われるような事案を前提とした対処のマニュアルもございまして、こうした事案が発生した場合、これらに基づきまして関係省庁が協力し合う、また現場に出動する警察、あるいは先ほど御答弁ありました消防組織、それからケースによっては自衛隊組織、さらには当該の地方公共団体なり医療関係機関、あるいは国民の協力も得て、そうした様々な組織間、個人が連携し協力し合ってこうした事案に的確に対処するということとしております。

問題は、こうした仕組みがいざというときにうまく機能するかということでございます。それで、それぞれの中央の省庁レベルのみでなく、各都道府県単位あるいは市町村単位におきましても、今申し上げましたような警察、消防、あるいは自衛隊組織も加わり、また医療関係機関も加わったような形で様々な事案を想定して訓練を行っています。こうした訓練をより合理的といえますか、情勢をいろいろ見ながら今後とも繰り返して、工夫を行ってまいりたいというふうに考

えております。

○政府参考人(西川徹矢君) 防衛庁の運用局長でございます。

今、概括的なところを内閣の方から御説明がございましたが、防衛庁は警察と防衛との連携の強化という形で具体的にやっております、多々ございまして御紹介させていただきたいと思えます。

我が防衛庁につきまして、これはテロの脅威というものは大変大きなもので、国民生活に大変重要であり、また政府の大きな責任であるということ、その政府の一環といたしまして防衛庁としてもこれまでも必要な措置をいろいろ講じてきたところでございまして、とりわけ、まず対応の形は、まず警察とかあるいは海保とか、そういうところの警察機関がまず第一義的に対応されますが、防衛庁の出番は、いわゆる一般警察力では著しく困難又は不可能な場合に出ていくという、そういう形での対応をしております。特に、自衛隊の場合は治安出動等を掛けて対応するというところでございまして。

そこで、どういうふうな、連携の強化という格好で何をやっているかと。一、二具体的に申し上げますと、一つは、まず枠組みを作ったという格好で、治安出動の場合の協定を警察と防衛庁の間で、これはまず基本協定という格好で中央レベルで作っております。それから、去年の五月までの間に、今回新たに現地協定を申しまして、都道府県警察とそれから師団ですね、防衛庁の、自衛隊の、これとの間で全都道府県の間での協定を作りまして、こういうふうな協定の枠組みを作った上で、いわゆる連絡の窓口とか、平素からの連絡の窓口とか、そういうものを、あるいは連絡会議を設けるという形で連絡の緊密化を図ると。そして、これを踏まえまして、実は去年の十一月から治安出動に係ります図上訓練というものを行っております、これまでで約六回やっております。これを通じて、相互の理解が図られると。それからさらに、役割分担とかそういうこと

が現実具体的にどのような形でやるかという問題点等も十二分に把握できたということ等でございます。この種の訓練にありましてはこれからも積極的に取り組んでいきたい、こういうふうにご意見を伺っています。

事例を含めまして、具体的なポイントを御紹介いたしました。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

これから国民保護法制の議論もされ、しっかりと法整備を整えていくということになっていくとは思いますが、法律が整ったところで実態が伴わなければ機能できないということがございますので、今訓練をされているということをおっしゃられましたけれども、これからはしっかりと連携して、万が一のときに対応できるような訓練をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

もう一つ、いろんなケースを想定して万全を期さなくちゃいけない。その点で、国としてはまず対策本部を設置したり、組織をいろいろ、機関を作るといのがございますが、地方自治体においてもまたこれはしっかりと対応をしていかなければいけない。その点、自治体においてどのような取組をなすのか。対策本部を設置するかどうか、組織の問題です。この点、まずお聞かせを願いたいと思います。

○政府参考人(増田好平君) お答えをいたします。

国民保護法制については、御承知のように、今後、今御審議いただいております三法案が成立後、国民保護法制整備本部等の場を使いまして法制整備を進めていくわけでございますけれども、現時点において我々が想定しておりますことは、武力攻撃事態等におきましては、例えば都道府県には都道府県国民保護対策本部というものを、また市町村には市町村国民保護対策本部というものを設置することを考えております。これらの対策本部は、それぞれ都道府県知事や市町村長を本部長とし、警察、消防、教育委員会を含む主要

な関係職員を本部員とすることを想定しております。

この対策本部は、地域内の被害の状況、また対処措置の実施状況を一元的に把握いたしまして、関係機関と連携を図りながら、当該地域において実施される国民の保護のための対処措置等を総合的に推進することをその任務とするを想定しているわけでございます。

○愛知治郎君 もう既に取組というか、想定をされているということだったんですが、ちよつと分かりにくくなったので、改めてという形になるかもしれませんが、例えば県、県の自治体単位で対応できること、だったらいいんですが、県にまたがった広域的、例えば武力事態が起きたときというのは県境とかいろいろ広域にそういう事態が起こることの方が多いですね。

それからもう一つ、二点あるんですが、それが一点、あとは、各自治体によって対応が余りにもばらばらになってしまふというか、対応の仕方、できふでということ、それが変わつてきてしまふと、これは万全な体制とは言えないんじゃないか。その地域によって対応ができることとできない、差が付いてしまふのはやはり良くないんじゃないかというふうに考えておるんですが、その点について伺いたいと思います。

○政府参考人(増田好平君) まず、第一点目の御質問でございますけれども、正に御指摘のように、武力攻撃事態等におきましては、正に事態の性格上といえますが、市町村とか都道府県の区域を越える、例えば広域的な避難が必要になることもあろうと思つておるところでございます。

例えば、都道府県知事が住民に対し避難の指示を行ったときには、避難先を所管する市町村長、これは市町村を越える場合でございますけれども、避難先を所管する市町村長に対して避難住民を受け入れるべき旨を通知することとしております。

さらに、都道府県の区域を越える避難を行う場合には、双方の都道府県知事の間で、避難住民の

受入れの要請、また避難住民を受け入れるべき地域の決定等、必要な手続を行うこととしております。

さらに、このような都道府県同士の調整がうまくいかないという場合には、国の対策本部長が総合調整をし、さらに内閣総理大臣が必要な指示を行うということも想定しておるところでございます。

それから二点目の、それぞれの都道府県また市町村によって対応がばらばらとなるということについてどうするかという御下問、だと思いますが、例えば都道府県レベルではばらばらの場合には国の対策本部として総合調整を行つてその整合を図る、また都道府県内の市町村であれば都道府県の対策本部のレベルにおいて総合的な調整を行うというように想定しているところでございます。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

また、まだこれからの議論ということが求められる分野でもあると思うんですが、自分自身もしつかりと、今、取組について随分前向きに御答弁いただいたんで、勉強し、これからは自分自身も改めて、問題点ないか、想定されることについて勉強し、考えていきたいというふうに思つております。

それでは、これはもう、今地域のことを言いましたけれども、国全体として現実の問題がございます。

石破長官にお尋ねをしたいんですが、この委員会でも度々ちよつと言及されたことだと思ふんですけども、国を挙げてまず守るという体制を取るのが必要なんです。一方、ミサイルです。ね、ミサイル防衛に関して御答弁ございました。あつたのは承知しておるんですが、その体制、あくまでも抑止という目的だと思ふんですが、ミサイルをまず落とさせたいという取組について、改めて長官の御意見、考え方を聞かせください、ミサイル防衛構想に関して。

○委員長(山崎正昭君) 石破防衛庁長官。――

じゃ、その前に守屋防衛局長。

○政府参考人(守屋武昌君) 先生の御指摘でございますけれども、そういうミサイル攻撃を起こさせない、あるいはそういうことのために我が国としまして情報の探知をいち早くするということが必要でございますので、我が国の防衛庁における情報収集体制がどうなっているかということにつきまして事務方から答弁させていただきます。

防衛庁では、我が国周辺の海域を艦艇、航空機等による警戒監視活動を常続的に行つてるところでございます。まず、それから、我が国上空に飛来する各種の電波の収集、処理、分析を行っている。それから、イコノス等商業衛星画像データの解析いたしまして、海外における軍事基地等の動向を分析しているところがございます。

それから、私どもから外務省に防衛駐在官を派遣いたしまして、防衛駐在官による任地国での情報収集を行つていくところでございます。それから、当然のことでございますが、内閣情報調査室等の関係省庁との情報交換を定期的に行つていくところでございまして、できる限り多くのソースによる情報の収集、分析、評価と、これが大事じゃないかと考えているところでございます。

○国務大臣(石破茂君) これは、一つはミサイルが非常に拡散したということを考えなきゃいけないんではないですか。弾道ミサイルというのは、いつも申し上げておりますように、冷戦真っただ中というのはアメリカとソ連しか持つていなかった、冷戦が終わるころは十か国がそれを持つていた、今や四十六か国が弾道ミサイルを持つておつた。それだけ弾道ミサイルが拡散されておつた。ミサイル制限条約では制限し切れない部分が非常に多いということが一つあります。

もう一つは、国ではない、グループであるとか個人であるとか、そういうものが持つようになつた危険性をちゃんと考えなきゃいけないだろうということ。そして、いわゆる恐怖の均衡、MAD

みたいな、相互確証破壊というような考え方、これが消えた、少なくともABM条約はなくなったということを考えなければいけないのだと思います。

そしてもう一つは、そのミサイル防衛の技術というものが、夢物語であつたのが現実のものとなった。だから、イージス艦からミサイルなんか、中層を飛んでいるミサイルなんか撃ち落とせつこないよと言っていたものが、実際に撃ち落とせる。そして、ターミナルフェーズのものはPAC2であろうがPAC3であろうが、相当な確率で落とせるということになった。そうすると、ミサイルを撃つたつてそれどうせ撃ち落とされてしまうんだということになることが、最大の抑止力なんだろうと思っています。

そうすると、じゃそれを超えるようなミサイルを開発する、多弾頭化みたいな形で、それを超えるようなミサイルが開発されて軍拡を招くからミサイル防衛は無意味だと言っちゃうと、そこで議論はおしまひになってしまふわけですね。どちらの方が抑止力として意味があるかと言えば、それは確かに追い掛つてこみたいところはあると思います。しかし、そのミサイル防衛を打ち破るような急速なミサイルの配備とか多弾頭化というのは、じゃ一体何を意図して行われるものだろうか。

我々がミサイル防衛をするというのは、決して向こうを攻撃するという意味ではない。向こうは攻撃をしたらそれを撃ち落とすということであつて、それを超えるようなミサイルを配備するということは、じゃ一体その意図は那邊にありやというところになって、これは外交的なお話のジャンルかなというふうに私は思つておるわけでございます。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

いろいろな可能性が出てきたんだというふうには理解できますし、本当にこの国を守るための最大限の努力をすべきだというふうに私自身も考えております。

しかしながら、技術的な問題なんですけれど

も、確かに撃ち落とせるだろうと。開発競争という話もありますけれども、もちろん日本においては、あくまでもディフェンシブなミサイル、攻撃するためのミサイルを配備するという考えではないとは思ふんですけれども、その点どんな強力な武器を作っていくという発想にはならないとは思ひますけれども、ただ、これ現実的に、もし技術的に可能であつたとしても、その技術の開発しつかりと進んで、全部整備をして配置をして、その防衛体制が整うまでに果たしてどれぐらいコストであるとか時間であるとか掛かるのかということとは想定できておられますか。

○国務大臣(石破茂君) それは現在作業中です。

作業中ですと申し上げたのは、いい加減なことを申し上げているわけじゃありませんで、例えば、今、私ども何度も答弁しておりますように、PAC3だけとかイージス艦だけとかいうことは考えておりません。これは両方の組合せということを考えておるわけでございます。

そうしますと、イージス艦が一隻でカバーできるエリアはどれぐらいなのか、二隻だとどうなるのか、そしてミッドコースで撃ち損ねたものを、撃ち落とす損ねたものをターミナルフェーズでやることになりまして、そうするとその撃ち落とせる範囲はどれぐらいの円なのかということをかいてみまして、そうすると、それぞれの確率、撃ち漏らしたものを撃ち落とせる確率、これはかなり複雑な計算になります。それで日本国大丈夫ですと、そのためには幾ら掛かり、同時に、イージス艦を改修するということになりましてドックに入れなきゃいけませんから、どれぐらいの期間が掛かりということすべて検証してみるのが必要があるだろうというふうに思つております。

いつも申し上げますように、安全保障会議で仮にミサイル防衛についてどうかという御下問があつたときに、幾ら掛かるのか分かりません、当たらなにか分かりません、どれぐらいの期間を要するかも分かりません、効果のほども分かりません、そんなことで安全保障会議における

御議論にはならないわけです。入れるにせよ入れないにせよ、そういうようなことはきちんと詰めておかないと、安全保障会議における御議論に堪えるものだと思つておりません。そういうような御下問があつたときにきちんとしたお答えができますように、現在、検討を最大限といひますが、検討を全力を挙げまして、その担当部局でございますが、行つております。

それは、配備をするというふうな決めたとかそういうことではございません。決めるというときに全く分かりませんということでは御議論にはならない、そんな無責任なことはいしたくないということを申し上げておるわけでございます。

○愛知治郎君 いや、本当にありがとうございます。今のようなお答えを聞いて、逆にすごく安心をいたしました。

といいますのも、技術的なものを過信をして国の政策を誤るということが一番恐ろしいことでありまして、そのように正確に、しかも慎重に事を分析し、当たられるというのは、やはり非常に自分自身としても頼もしく思えます。ありがとうございます。そういう間違ひ、えてして技術的な過信の下に間違ひを犯すことは、これは人類の歴史が証明しておりますので、是非、石破長官にはこれからそのような姿勢で取り組んでいただきたいと思います。すことをお願いを申し上げます。

本日、委員長におかれましては、私自身、大変不勉強なもので、また各委員の皆様、理事の皆様にも御迷惑をお掛けしました。申し訳ない。(問題ないよと呼ぶ者あり)

ありがとうございます。これからもしっかりと勉強をして、この国のために尽くしてまいりたいと思ひます。ありがとうございます。

○田名部匡省君 官房長官おいでになつていないので、質問は別の方から入りますが、内閣法制局いらしていただけますか。はい、ありがとうございます。

〔委員長退席、理事阿部正俊君着席〕

我が国の憲法は、終戦を迎えてアメリカの押し

付け憲法だというようなことを言われながらできた憲法であります。自国の防衛について法的な根拠を欠いておつて、今日のような国家緊急事態に対する基本的な整備が欠けておまして、今日まで、何かが発生すると泥縄式で国会に法案が出される。PKO協力法であれ、周辺事態法、テロ特措法、今回の有事法、こういうふうに出されてくると、私は、野呂田防衛庁長官のときに予算委員会に質問したんですけれども、憲法違反じゃないかという問題がしばしば国会で言われるようになっていくんですね。

私もこれを拝見して、そのときに内閣法制局長官に聞いたんですけれども、自衛隊を持ってもいいというのはどこに根拠が書いてあるかと言つたら、憲法十三条を読んだんです。その憲法十三条を読んでみても、はあ、これで自衛隊があつてもいいという、こんな感じを受けないかという私は質問したんです。

これは、今もつてそういう考え方ですか。

○政府参考人(宮崎礼憲君) お答え申し上げます。御指摘の答弁は、平成十一年の五月十一日の参議院日米防衛協力のための指針に関する特別委員会におきまして、当時の大森法制局長官が次のように述べたことを指していらつしやるんだと思います。

〔理事阿部正俊君退席、委員長着席〕

「憲法は、第九条におきまして、戦争、武力の行使等を放棄し、戦力の保持を禁止し、交戦権を否認しているわけでございます。しかしながら、「前文におきまして確認している平和共存権、平和的生存権の確認、あるいは憲法十三条の生命、自由、幸福追求に対する権利の尊重などの趣旨を踏まえ、自国の平和と安全を維持し、その安全を全うするために必要な自衛の措置をとることまでも憲法九条は禁じているものではない」と、かように述べておるわけでございます。

この内容、この理解でございますけれども、これは憲法十三条を根拠にして自衛権を引き出すと

いう趣旨ではございませんで、憲法第九条の解釈
といたしましてしんしゃくすべき諸般の諸事情の
一つとして憲法十三条の規定を引用したと、こ
ういふふうに考えてございます。

○田名部匡省君　そういう説明すると国民分
かぬと思うんです。単純に私が聞いたときも、「す
べて国民は、個人として尊重される。生命、自由
及び幸福追求に対する国民の権利については、公
共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上
で、最大の尊重を必要とする。」と。これがあるか
ら自衛隊があつてもよろしいという答弁だったん
です。

それなら、この九条の後ろに自衛隊は持つてよ
ろしいと書いてあれば国民は分かるというんです
よ。こんな法を引用して、自衛隊があつてもいい
と、こんなことを言われても国民は理解できな
い。だからもめるんです。しかもこの憲法九条
で、そのとき私は、「国権の発動たる戦争と、武
力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決
する手段としては、永久にこれを放棄する。」と書
いている。

ということ、これどういふことかという、
今の文でいくと何もできないことになつてい
ますね、これ。これをもつて、おれ、戦争の放棄
だと、こういうことになつていふんです。片つ方
では、いや、もう戦争ものを持つてよろしいとい
う議論が出てくるでしょう。

これは、憲法と法律とどっちが上なんですか。
○政府参考人(宮崎礼壹君)　憲法第九条と自衛隊
との関係につきましては、年来、政府の方で答弁
がございますわけですが、御指摘のとおり、
憲法第九条は、国権の発動たる戦争、武力に
よる威嚇、武力の行使を、国際紛争を解決する手
段としては永久にこれを放棄すると、それから、
戦力を保持せず、交戦権を認めないということ
を定めておることはそのとおりでございます。

しかし、年来、再々御説明をいたしております
ように、国民が「平和のうちに生存する」という憲
法前文の規定や、それからただいま御指摘の、

「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を
国というものは最大限尊重すべきであるという十三
条などを踏まえてこの第九条を読んだ場合には、
我が国に対して外国から急迫不正の侵害があつた
場合に、日本が国家として国民の権利を守るため
の必要最小限度の実力を行使してその侵害を排除
すること、これを認めないというふうな同条
が否定しているとは考えられないであろうとい
ふに、この憲法九条の解釈をする上としんしゃ
くするべき条文として十三条を引用したわけであ
らうと、御指摘のとおり、十三条自体見ます
と、国民の個別的な基本的人権を尊重すべきであ
る、あるいは国がそういうものを最大限尊重すべ
きであるというふうにし書いてございませんの
で、十三条そのものから直接的に自衛隊の存立根
拠が出てくるというふうにし上げておりません
けれども、再々でございしますが、九条の禁止の
範囲というものを考える場合に、それを踏まえて
解釈する必要、それからその余地があるであらう
というふうにし、言うならば間接的な根拠としん
上げていかもしれませんけれども、ということに
はなつておりまして、十三条を直接的な根拠だ
と申し上げておられるわけではございません。

○田名部匡省君　さっぱり、分かつたようにな
らないような。
これ、「国権の発動たる戦争と、武力による威
嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段と
しては、永久にこれを放棄する。」と書いてあるん
ですよ。これだけ読んだら国民はおかしいと思
うんですよ。それで僕は野呂田防衛庁長官に、陸
海空その他の戦力はこれを保持しない、国の交戦
権はこれを認めないといふ九条に書いてあるが、「そ
他の戦力」として何だと聞いたんです。分かん
なかつたんですよ。その他の戦力、何ですか。

陸海空のほか、その他の戦力、何ですか。
○政府参考人(宮崎礼壹君)　今御指摘の質問につ
いては前にも国会答弁をいたしておりますけれども、要
は、憲法が書いてあります陸軍、海軍、空軍とい
う名前のものでなくとも、またそういった編成の

ものでなくとも、しかもそういった陸海空軍でな
い実力組織でありまして、そしてしかも自衛のた
めの最小限度を超える実力を内容として持つてい
る、そういうものが仮にあつたとすれば、そうい
うものもやはり憲法の九条二項は禁止して
んだと。

したがつて、陸軍、海軍、空軍というふうな名
前を付けるか付けないかにかかわらず、実質的に
自衛のための最小限度の実力というものを超える
ものはいけないうこと、これを言っているとい
う意味で、その他その名前のいかんにかかわら
ずという意味でその他が付いているんだと、か
ように解釈しておりますし、これまでもそのよう
な説明をしてまいつておるところでございます。

○田名部匡省君　私はなぜこんなことを言うか
という、私は憲法をもう改正した方がいいと、は
つきりした分りやすいものにとつて、これを言
つてきたんだ。
私は、中曽根総理が初めてワシントンに公式訪
問のとき、私と渡部恒三副議長と渡辺秀央さんと
同行して行きましたよ。そのときは、アメリカの
国会議員は何と言つたかという、日本が攻めら
れて、攻撃されてアメリカの若い人たちは何で日
本に命懸けで助けなやならぬかと、こういうこ
とを、意見どんどん言われました。それ以来、私
は、自分の国を守るというこの意識のないこと
は駄目だ、まず自分の国は自分で守ると、こ
のことが大事だと思つたから、やろうとすると、
こんなこと書いてあるとなかなか軍隊は持てな
い。

今までだつて、これ最初は警察予備隊ですか、
これは途中で今度は保安隊に変わつて、自衛隊に
変わつたんだ。これは何で三回も変わつたか分
りませんか。

○政府参考人(山中昭栄君)　御指摘の警察予備
隊、保安隊、自衛隊の前身として位置付けられて
おりますので、私の方から御説明をさせていただきます
ますが、御承知のように警察予備隊はいわゆる
ポツダム政令で昭和二十五年に設けられたもので

ございまして、その目的は警察力を補うというこ
とで、平和と秩序を維持して公共の福祉を保障す
るという任務を負つたものでございます。

二年後に保安隊が保安庁法でできましたけれど
も、これも基本的にはその前身でございまして警察
予備隊とその性格等を異にするものではないとい
う説明がございまして、
ただ、保安庁におきましては、保安隊のほか
に、海上において行動することを任務とするとい
うことで海上警備隊を前身といたします警備隊、
これが併せて保安庁設置と同時に設けられてお
ります。

その後、講和条約発効後の我が国の防衛の在り
方等をめぐりまして、当時の保守三党を中心とす
るいろいろな議論を経まして、昭和二十九年に自
衛隊が発足したわけでございます。そのとき
に防衛庁設置法及び自衛隊法が設けられておりま
すけれども、一番大きな特徴は、自衛隊の任務と
して、直接侵略及び間接侵略に対して我が国を防
衛するということの主たる任務としていふとい
う点でございまして、この点において、とりわけ警
察予備隊及び保安隊と大きくその性格を異にして
いるということが言えようかと思つております。

○田名部匡省君　私も分かつたから、辞書を調べ
てみたんですよ。
警察予備隊というのは、国民の生命、財産及び
権利を守り、犯罪の捜査、被疑者の逮捕及び社
会、公共の秩序を保つことを目的とする行政機関
と書いてあるんだ。保安隊の方は公共の安全を保
つのだと。そして、自衛隊は自分の力で自分を守
ることだ。

これいろいろ質問すると苦しいだらうと思つ
ただけども、何とかしたいという気持ちがあつて
これ変わつてきたと思うんです。そうじゃないで
すか。

だから、そういういい加減なり方で国民を欺
くようなことをやつておつては駄目だから、しか
も、この日米安保条約というのは片務協定です
か、双務協定ですか。

○国務大臣(石破茂君) 非対称的双方条約だと理解をいたしております。

○田名部匡省君 これは箕輪登先生から片務協定だと、双方協定ではないよということを、みんな手紙もったんです、そのとき、一方的に守るんだという条約だよということを言われまして、これは古い話ですから私は分かりませんけれども、そういうもう本当にない判断で今日まで来て、そして世界はこんな状況にどんどんどんどん変わってきたわけですから、私はこの法案に対して独立国家として当然重要な責務だと思っているんです。

特に、多くの国民も、一昨年のあの米国の同時多発テロ、奄美沖の北朝鮮の武装工作、それから日本人の拉致問題、あるいはノドンミサイルの配備やテポドンミサイルの発射実験、またテロでは、サウジアラビア、ロシアの事件、インドネシアのバリ島、フィリピン等でテロ事件がどんどんどんどん起きてきている、こういうことで国民の安全保障問題の関心は私は今高まっていると思う。だから衆議院では九割の人たちが賛成してこの法案を通してでしょう。ですから、この安全保障観というものは変化したと思うんです。

どうですか、官房長官、この辺の認識はどういうふうにお持ちになっていますか。

○国務大臣(福田康夫君) 一言で言えば変化していると思います。やっぱり日本の国民が今まで米国に守られているという、そういうことで非常に安心をしておったということはあるかと思いますが、そういう中で、日本が経済大国第二位という、そういう状況の中で、日本人の意識としてもやはりやれることはやるべきではないかということです。

しかし、憲法というのはありますからね。これは憲法の枠内でやるということしかないわけで、しかしやってもいいことはいっぱいじゃないかと、憲法が許す範囲であればやるべきじゃないか。例えば国際平和協力もそうですけども、ああいうようなこと、今まで全然考えられないこと

が法整備としてなされたということもありますし、だんだんその意識というものは変わってきている。ですけども、あくまでも憲法というものがございいますから、その範囲の中で今後も考えていくべきものであろうというふうに思います。私はもう間違いなく変わってきていると思います。

○田名部匡省君 この法案に国民が、どのぐらいの人たちが関心を持って賛成しているかは分かりませんが、しかし、いまだに戦争の経験をした人たちがたくさんおって、特に長崎とか広島、原爆を落とされた人たちが沖縄の人たちとか、あるいは東京も大変な空襲で焼け野原になった、こういう経験を持っている人も多いんですよ。ですから、これは国民が本当に理解して賛成する、その努力というのは必要だと思いますよ。国論を二分してやるような問題では私はないと。特に、この国家の独立とか国民の安全を確保する上でこれは不可欠のものである。

しかし一方では、国民に忍耐とかこれは負担も求めるかもしれない。かつて私は野呂田長官に、警察や消防はサイレン鳴らせば赤信号でもどンドンどンドン行けるが自衛隊がどこかに上陸するときは信号止まり止まり行くのかと。しかも、最短距離を海岸に行くには畑行っただ方がいいというのを、行けば補償問題出るでしょう、そうすると国道が県道を遠回りして行くのか、何が問題だと聞いたら、陣地を構築するのに許可二週間とか三週間掛かりますと言ったんです。こんな程度のことをもう改正もしない、そのままにしているというので、私は、本当にこれはもう思い切った憲法をきちんとしたものにしていかなければならない。

特に、この前、これは朝日新聞でしよう。知事のアンケートの結果が出ていましたよね。もうほとんどの人が法案の整備には賛成だけれども、政府の説明には不十分、ほとんど不十分だと言っている。たった一つ、青森県の辞めた知事だけが賛成している。これだけだ。

だから、公聴会を二か所で行うようですけども、私は、こういうたぐいのものはやっぱり自治

体、全自治体に徹底して理解して、県、市町村の議会でも徹底的に議論するぐらいのことをやった上でこういうものでも憲法改正でもやろうという、そんな努力をしなきゃならぬじゃないのかという気がするんですよ。形だけ二か所やって、公聴会やりましたという、そんなことはどうかなと思うんだけれども、どうですか。

○国務大臣(石破茂君) 公聴会の話は官房長官から御答弁があると思います。

先生御案内のとおり、まさに広島であり長崎であり東京大空襲であり沖縄でありということをしちんと配意しないといけないのだと私は思っています。

例えば、戦前も防空法という法律はございました。防空法という法律はあったんですが、それがきちんと動かなかったたので東京大空襲ではたくさんの方が死んでしまった。東京大空襲のときには、八五〇の人が残って一五〇しか避難をしていなかったということがございます。例えば、広島で原爆が落ちたときは、空襲警報が解除になつてからエノラ・ゲイが飛んできて原爆が落ちてしまったということがございます。沖縄においては、もちろん強制的に軍の任務に服させるなどということとはあつてはいけないうことでございます。それはもちろんあつてはいけないうことでございます。それは、やはり沖縄の民間人の人たちを米軍が上がつてくる南部に残してしまつたということは、これは大変な問題だつたのだらうと思っております。

ですから、戦前のようなそういうことを繰り返さないためにこの有事法制を作るんだということ、は、きちんと私ども、何度も何度も国民の皆様方に御説明をしなければいけないことだと思っております。

なぜ戦争であれだけの犠牲が出たのか。それは、有事法制というものは、戦前もきちんとした有事法制はそのとおりできておりました。しかし、それがちゃんと運用されていなかった。国民を守るという発想がなかった。だから、日本国民はたくさん死んだんだと。

その反省に立つて有事法制を作るということが、私はいろいろ勉強してみると本当に必要なことだということに思っております。また今後ともお教をいただきたいと思っております。

○田名部匡省君 P K O 協力法のときに、警察官が殉職したんですね、あれ、高田さんという。私は農林大臣でしてね、閣僚、広島が岡山でしたかな、葬儀に行ってくれて、行きました。小さい子供さんがおつて、親が死んだの知らないではいでいるのを見て、ああ、悪いことをしたなと、そう思いました。

先般のアフガンのときも、海上自衛隊を派遣するといふとき、日本の国は専守防衛だ、専守防衛だつてね。専守防衛の国が何でアフガニスタンの方まで行くんだらうと。行くなら行くで、あらゆる装備は用意していかないと、それはかつて P K O 何かのときでしたか、村山さんが総理のときに、機関統一丁ないとか、ピストルならいいとか、行く自衛隊だつて名譽も誇りもありますよと言ったんだ。自分の身を守るには何が必要かというのには皆持たしてやるべきであつて、そういう議論というのは、やっぱりどう考えても、だんだんだんだんやっていくと、これは憲法がしつかりしていないなという気がしてならぬのですよ。さつき質問したんですけども、官房長官、これは、本当にこういう時代になつてくると、日本の憲法じゃ対応できないことは一杯あるんじゃないかと思つて、その改正というものを国民巻き込んで議論してみたらどうでしょうか。どうですか、お考えは。

○国務大臣(福田康夫君) 憲法、現行憲法では、なかなか国際社会のニーズに対応できないのではないかと。特に、日本国が P K O 法で実施するよいうな国際社会の平和と安定といったようなものに貢献するといふ、そういう観点からも対応できない。そのために憲法改正したらどうかと、こういうお話ではないかと思ひますけれども、憲法改正については、これは国会でも憲法調査委員会でもって熱心な討議がされておられるというように

伺っております。憲法はどういうものか、どうあるべきかということについて様々な御意見があります。憲法改正するにしても、どの点を改正するかといつたようないろいろな複雑な問題もあるかと思いますが、それはそれで大いに議論をしていただきたいと思ひます。

私も、現行憲法、今の時代、これからの時代に適応するかどうか、適応していけるかどうか、そういう点については多少私なりの考えを持っておりまふけれども、それはもう議員の方々皆さんそれぞれにお持ちのことでありまふから、大いに議論をし、そして一つの形にまとめ上げていただきたい、そんなふうに思ひております。

○田名部匡省君 私は、春の消防の観閲式に、もういふところに行きますけれども、私の地元、十勝沖地震というのを私は経験したんですよ。大変な大惨事でした。あるいは、阪神・淡路大震災のときだって。見ていますと、今度は警察と自衛隊と消防をうまくやる、活用すると。平素から、事が起きてからではなくて、これは自衛隊のあるところもないところもありますから、こうなつたらこういうふうにしよというふうな決事をきちつとしていてほしい。ばらばらばらばらやつておるものですか、これじゃ生かされませんよ。

ですから、本当に何にもないときから、総理はよく言うでしょう、備えあれば憂いなしだつて。何がどうなつたときは消防はどうする、自衛隊はどうする、警察はどうする。事が起きたらばらばらにやつていますから、だから災害だんだん大きくなつちゃうんですよ。

避難といつたつて、避難する場所がどこか分からぬ。昔は、僕ら子供のころは防空壕というのがあつて、サイレン鳴ると防空壕に皆町内が逃げたんですよ。今ごろ避難せよといつたつて、どこへ避難すれば安全なのかだれも分かつちやいないんですよ。そういうことは何にもないときからやつぱりきちつと決めた事として相談して、こうなつたときにはもう瞬時に対応を取れるというよ

うなことを、もう起きてから泥縄式で法案出すのでなくて、すべて必要なものは本当に国民と一緒になつて議論してやつておくべきだと、こう思うんですけれども、これについてはどうですか。

○国務大臣(石破茂君) 先生のおっしゃるとおりだと思います。

ですから、地域地域によつて違いますし、警察、消防、自衛隊、自治体、それがどういう連携を取るかというのは、もう常日ごろ訓練をやつておかなければどうにもなりません。私も、四十

七都道府県全部やろうと思ひておりますが、共同図上演習を行つて問題点を把握し、そして、その次は実際の演習というものをやってみなければ駄目だと思ひます。もうそういう訓練というのはなるべく大きければ大きいほどいいのでありまふし、これからもう何月何日何時にやるなんということを決めていたらうまくいくに決まつていますので、こんなもの突然やらないと何が問題点なのか分からないということもあるんだらうと思ひます。そういうことをきちんと詰めてまいります。

そしてもう一つは、今回、国民保護法制整備推進本部というものを作りましたのは、地方の意見、地域の意見を聞かないと、霞が関、永田町だけで国民保護法制を作つても駄目だらうという意識があるからでございます。地方の方々の御意見とか実情とか、そういうものを反映させた国民保護法制を作りまふと、法律は作つたけれども動かぬという、さつき先生御懸念のようなことが起こるわけでございます。それを整備本部にいろんな御意見を言つていただくということと同時に、期限を速やかにということをお願いしまして、いつにでもいいよと、国民保護法制なんというのはもう昭和四十年代からある議論でございますから、もういつだつていいよなんということにならぬ。期限をきちんと早くやる、そして国民保護法制整備本部を作る、このことによつてきちんとした法律を作る、そのことが肝要だと思ひています次第でございます。

○田名部匡省君 国民保護法制についても、国と地方の役割分担、これは、ある程度もう権限を地方にやつておかないと、起きたときに、分からぬ、様子の分からない東京であれこれやつていたつて駄目ですから、もう瞬時に対応しなきゃならぬと。そういう権限はやつぱり地方にある程度任せるといふようなことを、これから一年以内に整備すると、こういうことでありますから、これは、国民の大方がやつぱり理解して賛成しないとは、物は作つたつて機能しないですよ。どうぞ、そういういろんなことを考えながら、これは国民のためにやつているんですから、我々は、ですから、国民の皆さんの理解と協力、場合によつては相当、建物を撤去するとか御負担をいただくとか、いろいろなことがあるんですから、その補償についても、こういうことですよというすべてを取り決めて進めていただきたい。

もう時間ですから終わりますけれども、国民の期待にこたえるようにしっかりと対応していただきたい、このことを最後にお願い申し上げて、終わります。

ありがとうございました。

○委員長(山崎正昭君) ちよつとしばらく、委員の皆さん、そのままでお待ちください。——ちよつと理事の皆さん、御参集願ひます。——それでは再開いたします。

福島委員に申し上げます。

今後十分気を付けるようにお願いいたします。

○福島瑞穂君 はい、どうも申し訳ありません。どうも申し訳ありません。どうも済みません。自衛隊法百二十五条の改正についてお聞きをいたします。

自衛隊法百二十五条は、保管命令義務違反で懲役刑、六か月以下の懲役というものが科されております。これは、物資の保管について、命令に従わないだけで六か月以下の懲役刑というふうになります。懲役刑は極めて重い刑罰で、捜査、あるいは勾留、あるいは起訴、そして実刑ということもあり得るものです。

この刑罰がこのように重い罰とされる根拠は何

でしょうか。

○国務大臣(石破茂君) というような御議論がよくテレビでございます。保管命令に違反しただけで懲役なんですよ、怖いですねという議論が行われることがございます。

私も、これはこれから先も御説明を申し上げてまいりますが、この保管命令というのは、単なる義務違反だけでこの保管命令違反ということになるわけではございません。故意に、もちろん故意犯でございますが、故意に保管物資を隠匿、毀棄、搬出する、そういうような行為に對しまして限定して罰則を科すものでございます。

それはなぜかと申しますと、そういうような行為、つまり、この一地域におきまして保管命令に違反をし、過失ではなく故意にわざと保管物資を隠してしまふ、壊してしまふ、運び出してしまふ。そういうことになりまふと、自衛隊の任務遂行上に多大な支障を生ずるおそれがある。したが

いまして、故意にそのようなことを行つた場合に限りまして罰則を科すということでございます。

では、何でこういうような六月以下の懲役刑ということになるのかと申しますと、これはほかの法令との均衡を取つておるわけでございます。すなわち、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、それが同じ法定刑となつております。このことと並びで量刑を決した次第でございます。御審議を賜つております。

○福島瑞穂君 災害対策基本法には確かに保管命令義務違反で罰則があります。しかし、災害と戦争は性格が違います。災害は天災ですから、それは起こつてしまふ。しかし、戦争は避けられるということもありますし、イラク戦争への評価もそうですが、賛成という場合と反対という場合がある。

人によつて、戦争は嫌だ、この戦争には協力したくない。あるいは、燃料、食料、ほかの様々な、農協が食料を提供したくない、何かを提供したくない、そういうことは起こり得るわけです。

そのときに、故意、それはもう故意ですよ。自分は戦争に協力したくない、そして保管命令に従わないということもあり得る。

そのときに、懲役刑になるということは、やはりその人が戦争は嫌だという行為を処罰をしてしまふ。これは懲役刑ですから刑務所に行くという可能性もあるのですが、それはその人の思想、良心の自由などに明らかに制限となるのではないのでしょうか。あるいは、自分は戦争は嫌だ、あるいはこの戦争に協力したくないと思つたとしても、

だれだつて警察に呼ばれるのは嫌です、刑務所に行くのはもちろん嫌です、だとすると協力をします、協力せざるを得ないという点が大問題だと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) そういう個人の方々の動機というものはこの際問うておりません。外に現れた行為というものを問うておるわけでございませう。先ほど来申し上げておりますように、単なる義務違反はこの罰則の対象になりません。故意に毀棄、隠匿、搬出をした場合になるということでございます。

それは動機として、私は戦争反対だからということで壊してしまつたり搬出をしてしまつたり、あるいは隠してしまつたりということはございませう。しかし、それによつて自衛隊の行動というものに大きな支障が来され、国民の生命、財産というものに大きな危険が迫るということをどう評価するかということでございます。個人の方々がいかなる動機に基づいてそういう行為をなさつたか、毀棄、搬出ですね、そして隠匿なさつたかということをお問うておるわけではございません。

○福島瑞穂君 しかし、その良心的兵役拒否の問題とはもちろん全く違ひますが、自分は燃料を提供したくない、食料を提供したくないということがあつたわけですが、個人は内心で思うことは全く自由なわけですが、例えばそれを隠してしまう、その場合に刑務所に行くか、あるいは提供するかという二者択一をやはりその場合は迫られると。

それは、その人間の戦争は嫌だという行為は、気持ちは結局実現しないわけですよ。戦争に協力したくない人を刑罰によつて強制する、その側面があることはどうでしょうか。(発言する者あり)

○国務大臣(石破茂君) 先ほどお答えをいたしましたが、そういうような動機というものによつて自衛隊の行動に大きな支障が生じて多くの人命の生命が失われたり多くの人の財産が失われるということがあつてはならないというふうに私は思つております。

そしてまた、そういうことを行ひますことが、内心の自由というものの、あるいは沈黙の自由という言葉をお使いになるのかもしれませんが、内心の自由を侵すということには全く当たらないものではございませう。動機のいかんを問はず、外に現れた行為というものに着目をしてこの条文を作つておるわけでございませう。

○福島瑞穂君 戦前の国家総動員法がなぜ威力を発揮したかといへば、それは間違いなく刑罰法規が入つていたからです。単に協力要請ではなくて刑罰があるから、みんながそれを聞かざるを得なかった。

先ほどやじの中で、日本人かという言葉がありました。しかし、これは、じゃ逆にいろんな日本人、あるいは戦争については、天災は違法か合法かの問題は発生しませんが、戦争については違法か合法か国際法違反かという議論などが起きます。そうしますと、国民の中に、あるいは在日の人たち、外国人の人だつて日本には存在するわけですね。その人たちがだつて保管命令義務違反で処罰をされる、それは間違いありません。

○国務大臣(石破茂君) それは、戦争が合法か違法かという判断とこの保管命令に違反したかどうかということはそれは全く無関係のお話でございまして、私はこの戦争は違法だと思つて壊す、運び出す、隠すということが許されるというようになつてはならないと、どうしてもそういふような判断にはならないというふうに考えて

おります。

今、委員が御指摘のようなことは、国内の法令に従つて適正に執行せられるべきものと考えます。

○福島瑞穂君 違法の戦争だ、あるいは戦争、違法であれ合法であれ戦争で協力したくないという人も現にいるわけですね。戦争反対という人だつてそれはいるわけですね。にもかかわらず、にもかかわらず、やはり六か月以下の懲役というものがきつちつと入つていくと。ですから、これについては、協力をするか刑務所に行くかという択一がやはり図られると。その点は本当に問題である、

そう思います。いや、私は、審議の中でもそういうのがおかしいという意見が出ることも分かります。ただ一方で、戦争に協力したくないという人もいて、刑罰で強制することの問題点、それについてはやはりきつちつと国会は議論すべきだと思います。

修正案についてお聞きをします。修正案は基本的人権の尊重ということが入つております。それは一面いいとも言えますが、反面問題とも言えます。保管命令義務違反が懲役刑になる、これは基本的人権を尊重することになるのでしょうか。

○衆議院議員(渡辺周君) 今の御質疑を聞いていて、私も、この法律の中で基本的人権というものを守られるということはこの基本法も出してあります。

その中で、今もございましたけれども、これは実は党内でも議論をいたしました。そのときに、いわゆる今、戦争反対の事由によつて自分は今協力しないんだと、したくないというときになつた場合にはどうするか。この点に関しては、その内面の考え方は当然尊重されるべきである。

しかし、結果的に、国益を損なうようなことを結果としてきた場合には、それはもつと大きな概念で考えるべきではないかと私自身は思ひますけれども、今御指摘のようなその点においては、私は、その例えば協力を求められた人間が拒否するということは存在するだろうと。しかし、それ

をするということになつた場合には、これは国益にかなうか否かということで私は判断せざるを得ないと、私はそう思います。

○福島瑞穂君 ただ、保管命令に関して、拒否をすれば処罰をされるということは残るわけですね。ですから、その点について、やはり懲役刑というのはほかのとは違ふやつぱり重い刑罰です、その点については、私は刑罰法規は本当に外すべきであると、問題であるというふうなことを、問題であると、そういうふうな思ひます。

それで、指定公共機関について第五条で規定が、この規定に、これは政令によつても、ほかのことによつても拡大ができます。

それで、衆議院でも議論になっていますが、NHK、新聞社、民放、いろいろ議論になっておりますが、警報を出すということになってい

警報だけなのか、それともほかのことも含むのか。というのは、災害であれば震度七とか一義的ですが。しかし、戦争は、極端ですが、戦前は、今もありますけれども、勝つていても負けていても言ふとか、負けていても、逆ですね、負けていても勝つていふ言ふとか、あるいは戦争と広告代理店のような、戦争とプロパガンダの問題は非常に結び付いてい

つまり、何を、何を報道をさせるのかということについて、警報だけなのか、あるいはその中身等はどうか、いかがでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 指定公共機関たる放送業者に、これに要請されるその報道の内容については、警報それから武力攻撃事態等の状況、そしてまた避難の指示の内容、こういうことを考えているわけでございませう。

○福島瑞穂君 避難というのは分かるんですが、武力攻撃事態の内容について、その報道機関が自ら報道をするというのなら分かるんですが、そのことをこつこつに報道してくれと、そういう制約が入る可能性がありますよね。それはいかがでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) この武力攻撃事態の状況、これが大変大事なことだと思います。国民の安全を守るという意味において、国民の安全が守られるべき情報については緊急に連絡をする、こういう必要があるわけでしょう。

ですから、そういうことについてきちんとこれは法律、法定をして決めていきたいと思っております。

○福島瑞穂君 必要な報道がなされることはもちろん必要です。ただ、政府の今の、記者会見をやつた的確に様々なことを報道している面もあります。

危惧をちよつとするのは、戦争と報道という問題は常に指摘されている問題で、ですから報道について、例えば情報の提供ならまだいいんです。情報の提供をして、それを報道がどう料理をして報道するかならいいんで、ワンクッション、報道自身の自主的判断というクッションがあればいいんですが、その前段で何か指示があるのか、どれぐらい制約されるのか、それはいかがでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) やはり緊急性を要するということで報道機関を指定公共機関にしたいということなんです。やはり、その緊急性ということ、そのことによって、緊急に情報を提供することによって安全が少しでも確保できるようにすると、そういうような趣旨でございます。

もちろん、この放送の内容について報道の自由を制限するといったような、そういうことは考えておりません。

○福島瑞穂君 ただ、危惧はあると思います。つまり、いろんな多面的な取材を行つて、あるいは情報が分かれる、評価が分かれるようなときにメディアが独自の判断でやることはあるんですが、それとは別に、責務を生ずるといふふうになると、武力攻撃事態の状況判断と若干食い違う報道が出る可能性も出てくると。

つまり、報道機関の自主性、あるいはそこにおける報道の確保ということは保たれるべきだと思いますが、じゃ修正案提出者、お願いいたします。

○衆議院議員(渡辺周君) お答えいたします。私もかつて報道機関にいた人間としてこの議論はいたしました。

今お話しありましたように、例えば国家機密があるジャーナリストが知り得たと、このことを例えば報道することによって国益が、もし我が国を攻撃している攻撃国を利するということになれば、それはやはり取材する自由あるいは報道する自由はありますけれども、果たしてそれが我が国が今そのような国家崩壊に近い状況においてできるだろうかということはあります。

ただし、附帯決議の中で、これは報道の自由を、表現の自由は守らなければいけないということにまではちゃんと我々は与党との協議の中で附帯決議として入れたわけでございます。

その点につきましては、御指摘の、ただ私も東大の新聞研究所の先生と話をしましたら、実はこの戦時における報道の在り方というのは、日本でもまだ専門的に研究をしていないというような実は回答がございました。

ですから、この点については今後また議論を深めていくことはございますけれども、我々の合意の中には、附帯決議の中で御指摘の点につきましては、我々も同様の懸念を持つて附帯決議として盛り込んだところでございます。

○委員長(山崎正昭君) 時間が参りました。

○福島瑞穂君 時間になったので、終わります。

○委員長(山崎正昭君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後五時五分散会

平成十五年五月三十日印刷

平成十五年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K